

## 6

# 健康保険法

① 標準報酬月額	432
② 保険者	434
③ 被保険者	442
④ 保険給付	448
⑤ 法令全般	476
⑥ 費用の負担	544
⑦ 選択式	548
⑧ チャレンジ予想問	560

# 択一式 標準報酬月額

1

H21-4  
改 A・C・D

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■報酬及び標準報酬に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業主は、被保険者が随時改定の要件に該当したときは、速やかに、健康保険被保険者報酬月額変更届を日本年金機構又は健康保険組合に提出することにより、報酬月額を届け出なければならない。
- B 日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められている者が、被保険者資格を取得した場合には、当該資格を取得した月前3か月間に当該事業所で同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額の平均をもって、その者の標準報酬月額とする。
- C 報酬月額が1,415,000円である者について、固定給が降給し、その報酬が支給された月以後継続した3か月間（各月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるものとする。）に受けた報酬を3で除して得た額が、1,300,000円となり、標準報酬月額等級が第50級から第49級となった場合は、随時改定を行うものとされている。なお、この者は、短時間労働者である被保険者には該当しないものとする。
- D 標準報酬月額は、毎年7月1日現在での定時決定、被保険者資格を取得した際の決定、随時改定、育児休業等終了時の改定及び産前産後休業終了時の改定の5つの方法によって定められるが、これらの方法によっては被保険者の報酬月額の算定が困難であるとき（随時改定の場合を除く。）、又は算定されたものが著しく不当であると認めるときは、保険者が算定した額を当該被保険者の報酬月額とする。
- E 退職を事由に支払われる退職金であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるものについては、報酬又は賞与に該当しないものとみなされる。

## 解説

- A 正しい（法43条1項，則26条1項）。記述のとおり。  
① 定時決定の届出は7月10日までであり，届出先は日本年金機構（以下，本編において「機構」という）又は健康保険組合である（則25条1項）。
- B 誤り。設問中の「3か月」は，正しくは「1か月」である（法42条1項2号）。日，時間，出来高又は請負によって報酬が定められる場合には，被保険者の資格を取得した月前1か月間に当該事業所で，同様の業務に従事し，かつ，同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額を報酬月額として，標準報酬月額を決定する。  
①
- C 正しい（法43条1項，平28.3.14保発0314第1・年管発0314第1）。50級の者の報酬月額（1,415,000円以上）が降給したことにより，その算定月額が49級（1,295,000円以上1,355,000円未満）となった場合は，1等級の差ではあるが随時改定を行う。  
②
- D 正しい（法41条，42条，43条，43条の2，43条の3，44条）。標準報酬月額の決定・改定方法には，定時決定，資格取得時決定，随時改定，育児休業等終了時の改定及び産前産後休業終了時の改定がある。また，報酬月額の算定の特例として，保険者算定がある。
- E 正しい（平15.10.1保保発1001002・庁保発1001001）。記述のとおり。③ 在職時に，退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乘せするなどして前払されるものは，報酬又は賞与に該当するものとされている。

525頁

496頁

① 資格取得時決定等で算定された額は報酬月額であり，その報酬月額を標準報酬月額等級表に当てはめて標準報酬月額が決定・改定される。

500頁

② 1級と2級，49級と50級の間では，1等級の差であっても，随時改定されることがあると覚えておけばよい。

496, 502頁

495頁

正解 B

健  
保

# 択一式 保険者（健康保険組合）

## 2

### H27-7

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 健康保険組合が一般保険料率を変更しようとするときは、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定についても、認可を受けることを要する。
- イ 健康保険組合は、健康保険法第180条第1項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに保険料等を納付しないときは、厚生労働大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によってこれを処分することができる。
- ウ 健康保険組合の設立の認可に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任されている。
- エ 保険者が健康保険組合であるときは、健康保険法第44条第1項の規定による保険者算定の算定方法は、規約で定めなければならない。
- オ 健康保険法第28条第2項では、指定健康保険組合は健全化計画に従い、事業を行わなければならないこととされているが、この規定に違反した指定健康保険組合の事業又は財産の状況により、その事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。

- A (アとウ)                      B (アとオ)                      C (イとエ)  
D (イとオ)                      E (ウとエ)

## 解説

- ア 誤り。一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定は、厚生労働大臣に届け出ればよく、認可を受けることを要しない(法160条13項、法附則2条8項・9項)。
- イ 正しい(法180条5項)。全国健康保険協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- ウ 誤り。健康保険組合の設立の認可に係る厚生労働大臣の権限は、<sup>①</sup>地方厚生局長及び地方厚生支局長には委任されていない(法12条1項、205条1項・2項、則159条1項)。
- エ 正しい(法44条2項)。保険者が健康保険組合であるときは、保険者算定の算定方法は、規約で定めなければならない。
- オ 正しい(法29条2項)。記述のとおり。

### ■指定健康保険組合 正

健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であって、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたものをいう。指定健康保険組合は、その財政の健全化に関する計画を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。また、指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。

したがって、Aの組合せ(アとウ)が正解となる。

👉 513頁

👉 583頁

👉 508頁

①健康保険組合設立の認可申請は、設立する健康保険組合の主たる事務所を管轄する地方厚生局長等を経由して行う(則3条2項)。

👉 502頁

👉 512頁

②健全化計画は、指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする3箇年間の計画とされている(令30条1項)。

Date	Date	Date
------	------	------

■保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の3分の2以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- B 健康保険組合が厚生労働大臣から特定健康保険組合の認可の取消しを受けようとするときは、組合会において組合会議員の定数の3分の2以上の多数により議決しなければならない。
- C 全国健康保険協会は業務上の余裕金の運用に関して、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないという定めに基づき、信託業務を営む金融機関への金銭信託を行うことは認められていない。
- D 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部に相当する額の負担を求めることができるが、破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は組合会において組合会議員の定数の4分の3以上の多数による議決により、これを減額し、又は免除することができる。
- E 厚生労働大臣は、全国健康保険協会の財務及び会計その他全国健康保険協会に関し必要な事項について厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ全国健康保険協会の運営委員会に協議しなければならない。

## 解説

- A 誤り。健康保険組合は、**合併しようとするときは**、組合会において組合会議員の定数の**4分の3以上**の多数により議決し、**厚生労働大臣の認可**<sup>①</sup>を受けなければならない（法23条1項）。
- B 正しい（令25条）。健康保険組合は、**特定健康保険組合の認可**を受けようとするとき、又は**認可の取消し**を受けようとするときは、組合会において組合会議員の定数の**3分の2以上**の多数により議決しなければならない。
- C 誤り。全国健康保険協会の業務上の余裕金の運用は、**信託業務を営む金融機関への金銭信託の方法**によること<sup>②</sup>ができる（法7条の33、令1条3号）。
- D 誤り。破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は、**厚生労働大臣の承認**を得て、これを減額し、又は免除することができる（法26条3項、令27条）。
- 参**解散により消滅した健康保険組合の権利義務は、協会が承継する（法26条4項）。
- E 誤り。厚生労働大臣は、協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項について厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ**財務大臣に協議**しなければならない（法7条の41、7条の42第2号）。

509頁

①「4分の3」以上の議決が必要な場合…合併、分割、解散

519頁

②次の方法によることもできる。

①国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

②銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

511頁(D肢)

正解 B

# 択一式 保険者・適用事業所

## 4

## H28-1

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険者及び適用事業所に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部の同意を得なければならないが、併せて、その適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意も得なければならない。
- イ 任意適用事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の4分の3以上が事業主に対して任意適用取消しの申請を求めた場合には、事業主は当該申請を厚生労働大臣に対して行わなければならない。
- ウ 外国の在日大使館が健康保険法第31条第1項の規定に基づく任意適用の認可を厚生労働大臣に申請したときは、当該大使館が健康保険法上の事業主となり、保険料の納付、資格の得喪に係る届の提出等、健康保険法の事業主としての諸義務を遵守する旨の覚書を取り交わされることを条件として、これが認可され、その使用する日本人並びに派遣国官吏又は武官でない外国人（当該派遣国の健康保険に相当する保障を受ける者を除く。）に健康保険法を適用して被保険者として取り扱われる。
- エ 健康保険組合連合会は、全国健康保険協会の後期高齢者支援金に係る負担の不均衡を調整するために、全国健康保険協会に対する交付金の交付事業を行っている。
- オ 全国健康保険協会は、毎事業年度において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額の1事業年度当たりの平均額の3分の1に相当する額までは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。なお、保険給付に要した費用の額は、前期高齢者納付金（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、国庫補助の額を除くものとする。

- A (アとイ)                      B (アとウ)                      C (イとエ)  
D (ウとオ)                      E (エとオ)

## 解説

ア 正しい（法25条1項）。記述のとおり。

### ■健康保険組合設立事業所の増加・減少要件 **ホ**

- ① 事業主の**全部**の同意
- ② 被保険者の**2分の1以上**の同意

イ 誤り。使用される者が任意適用取消しの申請を求めても、事業主に応ずる義務はない（法33条2項）。

### ■任意適用及び取消（脱退）について **ホ**

労災保険	労働者の <b>過半数が希望</b> したときは、加入申請をしなければならない。労働者の過半数が希望しても、脱退申請をする必要はない。
雇用保険	労働者の <b>2分の1以上が希望</b> したときは、加入申請をしなければならない。労働者の4分の3以上が希望しても、脱退申請をする必要はない。
健康保険 厚生年金保険	①労働者の希望があっても、 <b>加入・適用取消しの申請をする必要はない。</b>

ウ 正しい（昭30.7.25保発123の2）。記述のとおり。

エ 誤り。設問中、「全国健康保険協会」は、「**健康保険組合**」が正しい（法附則2条1項）。主語は、「**健康保険組合連合会**」であり、全国健康保険協会は対象とされない。

オ 誤り。設問中「3分の1」は、「**12分の1**」が正しい（法160条の2、令46条1項）。

510頁

515頁

①社会保険では、労働者が希望しても、事業主に加入・適用取消し申請をする義務がないことに注意。

515頁(ウ)

512頁(エ)

②文章をしっかりと読もう。全国健康保険協会が出てくることはあり得ない。

576～577頁(オ)

正解 B

# 択一式 保険者の届出等

## 5

### H24-4

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険者の届出等に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 全国健康保険協会は、事務所の所在地の変更に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- イ 健康保険組合は、毎年度、事業計画及び予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- ウ 全国健康保険協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供したときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- エ 健康保険組合は、規約に定めてある事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出て認可を受けなければならない。
- オ 健康保険組合は、毎年度終了後6か月以内に、厚生労働省令に定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- A (アとオ)                      B (イとエ)                      C (イとウ)  
D (ウとエ)                      E (ウとオ)

## 解説

- ア 正しい（法7条の6第1項3号・2項・3項，則2条の3第1号）。全国健康保険協会は，事業所の所在地の変更に係る定款の変更をしたときは，遅滞なく，これを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- イ 誤り。設問の内容は，全国健康保険協会についての記述である（法7条の27）。**㊦**健康保険組合は，毎年度，収入支出の予算を作成し，当該年度の開始前に，厚生労働大臣に届け出なければならない（令16条1項）。
- ウ 誤り。協会は，厚生労働省令で定める**重要な財産を譲渡**し，又は**担保**に供しようとするときは，厚生労働大臣の認可を受けなければならない（法7条の34）。
- エ 誤り。アと同様に，健康保険組合が事務所の所在地を変更したときは，遅滞なく，これを厚生労働大臣に届け出なければならない（法16条1項2号・2項・3項，則6条1号）。
- オ 正しい（令24条1項）。記述のとおり。  
したがって，Aの組合せ（アとオ）が正解となる。

①定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）は，厚生労働大臣の認可を受けなければ，その効力を生じない。

**㊦** 509頁

②予算を作成したときは，協会は厚生労働大臣の認可を受けるが，組合は厚生労働大臣に届け出ればよい。

**㊦** 507頁

健康保険組合も同様（令23条）。

③厚生労働大臣の認可を受けることは要しない。

**㊦** 512頁

正解 A

# 択一式 被保険者等

6

H27-1  
改B

難易度 ★★ 重要度 日

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■被保険者及び被扶養者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 適用事業所に臨時に使用され、日々雇い入れられている者が、連続して1か月間労務に服し、なお引き続き労務に服したときは一般の被保険者の資格を取得する。この場合、当該事業所の公休日は、労務に服したものとみなされず、当該期間の計算から除かれる。
- B 労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条に規定する労働者派遣事業をいう。）の事業所に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者（「登録型派遣労働者」という。）が、派遣就業に係る1つの雇用契約の終了後、1か月以内に次の雇用契約が見込まれるため被保険者資格を喪失しなかった場合において、前回の雇用契約終了後10日目に1か月以内に次の雇用契約が締結されないことが確実となったときは、前回の雇用契約終了後1か月を経過した日の翌日に被保険者資格を喪失する。
- C 特例退職被保険者の資格取得の申出は、健康保険組合において正当の理由があると認めるときを除き、特例退職被保険者になろうとする者に係る年金証書等が到達した日の翌日（被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額について停止された者については、その停止すべき事由が消滅した日の翌日）から起算して20日以内にしなければならない。ただし、健康保険組合が新たに特定健康保険組合の認可を受けた場合は、この限りではない。
- D 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの祖父母は、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する場合であっても、被扶養者とはならない。
- E 特例退職被保険者が被保険者証を紛失した場合の被保険者証の再交付申請は、一般の被保険者であったときの事業主を経由して行う。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しない。

## 解説

- A 誤り。設問の場合、当該事業所の**公休日**は、労務に服したものとみなし、**日数の計算に加える**（昭3.3.30保理302）。
- B 誤り。設問の場合には、その**雇用契約が締結されないことが確実となった日**又は当該1か月が経過した日の**いずれか早い日**をもって使用関係が終了したものとす<sup>①</sup>（平27.9.30保保発0930第9・年管管発0930第11）。
- C 誤り。特例退職被保険者の資格取得の申出は、特例退職被保険者<sup>②</sup>になろうとする者に係る年金証書等が到達した日の翌日（被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額について停止された者については、その停止すべき事由が消滅した日の翌日）から起算して**3月以内**にしなければならない（則168条4項）。
- D 正しい（法3条7項3号）。事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の**父母及び子**に限り、被扶養者となることができる。**示**事実上婚姻関係にある**配偶者が死亡した後の父母及び子**も、被保険者により生計を維持し、かつ、被保険者と**同一世帯**に属する場合には、被扶養者となる。
- E 誤り。特例退職被保険者が被保険者証を紛失した場合の**被保険者証の再交付申請**は、被保険者本人が**直接**行<sup>③</sup>う（則170条）。**示**強制被保険者の再交付申請は、原則として事業主を経由して行<sup>③</sup>うが、任意継続被保険者の再交付申請は、被保険者本人が直接行<sup>③</sup>う（則49条5項）。

➡ 519頁関連

①設問の場合、「次回の雇用契約が締結されないことが確実となった日（雇用契約終了後10日目）」に、被保険者の資格を喪失する。

➡ 519頁

②任意継続被保険者の資格取得の申出は、強制被保険者の資格を喪失した日から20日以内である。

➡ 523頁

➡ 522頁

③特例退職被保険者の被保険者証の再交付申請は、本文**示**の任意継続被保険者の規定を準用している。

正解 D

# 択一式 被保険者等

# 7

## H25-1

難易度 ★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 標準報酬月額等の定時決定等における支払基礎日数の取扱いとして、月給者で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合にあつては、就業規則、給与規程等に基づき、事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数を支払基礎日数とする。
- B 任意継続被保険者の資格取得の申出は、被保険者の資格を喪失した日から20日以内にしなければならないが、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても受理することができる。なお、判例によると「法律の不知」によるという主張は、この場合の正当な理由にあたらぬものと解されている。
- C 現物で支給される食事や住宅は、厚生労働大臣が都道府県ごとに告示で定めた現物給与の価額に基づいて報酬に算入する（健康保険組合が規約で別段の定めをした場合を除く。）。なお、現物給与の価額の適用に当たっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とし、派遣労働者については、派遣元と派遣先の事業所が所在する都道府県が異なる場合、派遣先事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。
- D 適用事業所に使用されるに至った日とは、事実上の使用関係の発生した日であり、事業所調査の際に資格取得届のものが発見された場合は、すべて事実の日にさかのぼって資格取得させるべきものである。
- E 引き続き1年以上の被保険者期間（任意継続被保険者期間、特例退職被保険者期間又は共済組合の組合員である期間を除く。）を有し、資格喪失後6か月以内に出産した者が、健康保険の被扶養者になっている場合、請求者の選択により被保険者本人としての出産育児一時金、又は被扶養者としての家族出産育児一時金のいずれかを受給することとなる。

## 解説

A 正しい（法41条1項，平18.5.12庁保険発0512001）。

■欠勤日数に応じて給与が差し引かれる場合とは **参**

1日	2日	3日	4日	5日	6日
欠勤	欠勤	出勤	出勤	出勤	欠勤

年次有給休暇をすべて使い切っていたような場合，1日・2日・6日は，欠勤扱いとなるため，給与は支給されない。このような場合には，事業所が定めた日数から当該3日を控除した日数を支払基礎日数とする。

B 正しい（法37条1項，最2小判昭36.2.24）。判例によれば，「法律の不知」によるという主張は，この場合の**正当な理由にあたらぬもの**とされている。

C 誤り。現物給与の価額の適用に当たっては，原則として，被保険者の**勤務地が所在する都道府県**の現物給与の価額を適用するが，派遣労働者については，**派遣元事業所が所在する都道府県**の現物給与の価額を適用する（平25.2.4保保発0204第1）。

D 正しい（法35条，昭3.7.3保発480，昭5.11.6保規522）。「適用事業に使用されるに至った日」とは，**事実上の使用関係の発生した日**である。<sup>①</sup>

E 正しい（法106条，昭48.11.7保険発99・庁保険発21）。

■出産育児一時金又は家族出産育児一時金の選択

引き続き1年  
以上被保険者



この場合，<sup>①</sup>資格喪失後の出産育児一時金，<sup>②</sup>被扶養者としての家族出産育児一時金のいずれかを**選択**する。<sup>①</sup>と<sup>②</sup>で支給額が異なることがある（協会けんぽより組合健保の方が支給額が高いこともある）ことから，選択することのできるものとしている。

正解 C

498頁

518頁

495頁

最低賃金法では，その派遣先事業場の所在地を含む地域について決定された最低賃金額が適用される（最賃法13条）。

520頁関連

①試用期間中の者は，雇入れの当初から被保険者となる。

561頁

# 択一式 被保険者等

8

H24-2

才B 改D

難易度★★

重要度B

Date	Date	Date
------	------	------

■被保険者及び被扶養者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 特例退職被保険者は、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期限までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めるときを除く。）は、その日の翌日に特例退職被保険者の資格を喪失するが、後期高齢者医療制度の被保険者になったときは、その日に被保険者資格を喪失する。
- B 2月以内の期間を定めて雇用される者が、その期間中に負傷し休業のまま引き続き所定の期間を超えて使用関係が存続するときは、そのときから被保険者の資格を取得するが、将来労務に服することができず、単に健康保険の給付を受けるために使用関係を継続する場合は、被保険者資格を取得しない。
- C 健康保険法では常時5人以上の従業員を使用している事業所を適用事業所としているが、事業所における従業員の員数の算定においては、当該事業所に常時雇用されている者であっても、適用除外の規定によって被保険者とすることができない者は除かれる。
- D 短時間労働者については、1週間の所定労働時間又は1月の所定労働日数が同一の適用事業に使用される通常の労働者の4分の3未満であって、週の所定労働時間が20時間未満であること、雇用期間が1年以上見込まれないこと、報酬の月額が88,000円未満であること、学生であることのいずれかの要件に該当するものは、健康保険の適用除外とされる。
- E 日本にある外国公館が雇用する日本人職員に対する健康保険の適用は、外国公館が事業主として保険料の納付、資格の得喪に係る届出の提出等の諸義務を遵守する旨の覚書が取り交わされていることを条件として任意適用が認められる。派遣国の官吏又は武官ではない外国人（当該派遣国において社会保障の適用を受ける者を除く。）も同様とする。

## 解説

- A 正しい（法附則3条6項、法38条3号・6号）。特例退職被保険者が後期高齢者医療の被保険者となったときは、**その日**に被保険者資格を喪失する。
- B 正しい（法3条1項2号ロ、昭5.8.6保規344）。記述のとおり。
- C 誤り。従業員の員数の算定は、その事業所に常時使用される**すべての者**について計算すべきものとされている（昭18.4.5保発905）。**適用除外**の規定（法3条1項）により被保険者とすることができない者であっても当該事業所に常時使用される者については、これを**算入**する。
- D 正しい（法3条1項9号）。短時間労働者については、平成28年10月1日から、設問の要件に該当する場合には、被保険者となることができないとされている。
- E 正しい（昭30.7.25保発123の2）。**在本邦外国公館**が雇用する日本人職員に対する適用は、外国公館が事業主として保険料の納付、資格得喪届の提出等の諸義務を遵守する旨の覚書が取り交わされることを条件として**任意適用**が認められる。

📖 519頁

📖 519、520頁関連

📖 514頁

📖 516～517頁

📖 515頁

正解 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■療養の給付を担当する医療機関等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 健康保険組合である保険者が当該組合の被保険者のために開設する病院若しくは診療所又は薬局については、保険医療機関又は保険薬局としての指定を受ける必要はない。ただし、その他の被保険者の診療を行うためには、保険医療機関又は保険薬局としての指定を受ける必要がある。
- B 保険医療機関の指定の申請は、病院又は病床を有する診療所に係るものについては、医療法に規定する病床の種別ごとにその数を定めてこれを行うものとされている。
- C 厚生労働大臣は、保険医療機関又は保険薬局の指定の申請があった場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、健康保険法その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、その指定をしないことができる。
- D 診療所が医師の開設したものであり、かつ開設者である医師のみが診療に従事している場合は、当該事実をもってただちに保険医療機関の指定があったものとみなされる。
- E 厚生労働大臣は、保険医療機関の指定を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとされている。

## 解説

- A 正しい（法63条3項1号・3号）。療養の給付を行う病院等は、条文では、次のように規定されている。①厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局、②特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該保険者が指定したもの、③健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局。
- B 正しい（法65条2項）。保険医療機関等の指定の申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、**病床の種別ごと**にその数を定めて行うものとされている。
- C 正しい（法65条3項3号）。記述のとおり。④指定しなことができるその他の事由として、①指定を取り消され、その取消しの日から**5年**を経過していないものであるとき、②保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして**重ねて指導を受けた**ものであるとき、③保険医療機関又は保険薬局として著しく**不適当**と認められるとき等がある。
- D 誤り。診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師についての**登録があったとき**は、保険医療機関、保険薬局の**指定があったもの**とみなされる（法69条）。
- E 正しい（法80条、82条2項）。記述のとおり。

532～533頁

①③の健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局が、当該組合の被保険者以外の者の診療を行うためには、保険医療機関等としての指定を受けなければならない。

533頁

532～533頁関連

534頁

534頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 70歳未満の被保険者又は被扶養者の受けた療養について、高額療養費を算定する場合には、同一医療機関で同一月内の一部負担金等の額が21,000円未満のものは算定対象から除かれるが、高額介護合算療養費を算定する場合には、それらの費用も算定の対象となる。
- B 定期的健康診査の結果、疾病の疑いがあると診断された被保険者が精密検査を行った場合、その精密検査が定期的健康診査の一環として予め計画されたものでなくとも、当該精密検査は療養の給付の対象とはならない。
- C 被保険者が就業中の午後4時頃になって虫垂炎を発症し、そのまま入院した場合、その翌日が傷病手当金の待期期間の起算日となり、当該起算日以後の3日間連続して労務不能であれば待期期間を満たすことになる。
- D 患者申出療養とは、高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、療養の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいい、被保険者が厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関のうち、自己の選定するものから患者申出療養を受けたときは、療養の給付の対象とはならず、その療養に要した費用について保険外併用療養費が支給される。
- E 70歳以上の被保険者が人工腎臓を実施する慢性腎不全に係る療養を受けている場合、高額療養費算定基準額は、当該被保険者の所得にかかわらず、20,000円である。

## 解説

- A 誤り。高額介護合算療養費を算定する場合も、70歳未満の被保険者については、**21,000円未満**のものは算定対象から除かれる（令41条1項、43条の2第1項1号）。
- B 誤り。精密検査が定期健康診査の一環として予め計画されたものでなくとも、当該精密検査は療養の給付の対象となる（法63条）。
- C 誤り。疾病が**所定労働時間内に発生**した場合、その日は**労務不能の日**として扱われるので、待期3日は、その日を含めて計算する（昭5.10.13保発52）。**参**労務不能となった状態になった時間が**業務終了後**である場合は、翌日から起算する。
- D 正しい（法63条2項4号、86条1項）。記述のとおり。
- E 誤り。高額療養費算定基準額が20,000円となるのは、70歳未満の被保険者であって、標準報酬月額が53万円以上の者である（令42条9項、平21.4.30厚労告291）

### ■②人工透析に係る高額療養費算定基準額 **示**

10,000円	20,000円
㊦ 70歳未満であって、かつ、標準報酬月額が53万円未満の者 ㊧ 70歳以上の者	70歳未満であって、かつ、標準報酬月額が <b>53万円以上</b> の者

 555.558頁

 532頁

①精密検査は、傷病が発生している可能性があることを前提として行う検査である。

 545頁（C肢）

 540頁

 556頁

②人工腎臓を実施する慢性腎不全に係る療養とは、人工透析のことである。

正解 D

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者が単に経済的理由により人工妊娠中絶術を受けた場合は、療養の給付の対象とならない。
- B 引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者が傷病により労務不能となり、当該労務不能となった日から3日目に退職した場合には、資格喪失後の継続給付としての傷病手当金の支給を受けることはできない。
- C 被保険者が予約診察制をとっている病院で予約診察を受けた場合には、保険外併用療養費制度における選定療養の対象となり、その特別料金は、全額自己負担となる。
- D 保険医療機関等は、生活療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に交付する領収証に入院時生活療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。
- E 引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者がその被保険者の資格を喪失し、国民健康保険組合（規約で出産育児一時金の支給を行うこととしている。）の被保険者となった場合、資格喪失後6か月以内に出産したときには、健康保険の被保険者がその者に対して出産育児一時金を支給することはない。

## 解説

- A 正しい(昭27.9.29保発56号)。**単に経済的理由**により**人工妊娠中絶術**を受けた場合は、妊娠4か月以上であれば出産育児一時金は支給されるが、療養の給付の対象とはならない。
- B 正しい(昭32.1.31保発2の2)。記述のとおり。労務不能となった日から**3日目に退職**した場合は、「<sup>①</sup>傷病手当金を受けていた」という要件に該当しないため、資格喪失後の継続給付としての傷病手当金は支給されない。
- C 正しい(法86条1項・2項、平18.9.12厚労告495)。記述のとおり。**予約診察**は、保険外併用療養費の**選定療養**に該当する。したがって、予約診察に係る特別料金は、**全額自己負担**となる。
- D 正しい(則162条の5)。記述のとおり。領収証には、それぞれの**費用を区分して記載**しなければならない。
- E 誤り。資格喪失後6か月以内に出産した場合、健康保険の出産育児一時金の支給を受けることができる(法106条、平23.6.3保発0630第2・保国発0630第2)。  
**参**1年以上健康保険法の規定による被保険者であった者が、その被保険者の資格を喪失した日後6月以内に出産した場合に、当該被保険者であった者(対象者)が**健康保険法の出産育児一時金の支給を受ける旨の意思表示**<sup>②</sup>**をしたときは**、健康保険の保険者が当該対象者に対して出産育児一時金の支給を行う。

➡ 531頁

➡ 559～560頁

①労務不能となった日から4日目に退職した場合には、4日目から傷病手当金が支給されることから、資格喪失後の継続給付としての傷病手当金も支給される。

➡ 539, 540頁(C肢)

➡ 537頁

➡ 560～561頁

②対象者が、健康保険の保険者から出産育児一時金の支給を受ける旨の意思表示をしない場合には、国民健康保険の保険者が出産育児一時金の支給を行う。

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 傷病手当金は、その支給期間に一部でも報酬が支払われていれば支給額が調整されるが、当該支給期間以前に支給された通勤定期券の購入費であっても、傷病手当金の支給期間に係るものは調整の対象になる。
- B 被保険者が妊娠4か月以上で出産をし、それが死産であった場合、家族埋葬料は支給されないが、出産育児一時金は支給の対象となる。
- C 傷病手当金の支給要件として継続した3日間の待期間を要するが、土曜日及び日曜日を所定の休日とする会社に勤務する従業員が、金曜日から労務不能となり、初めて傷病手当金を請求する場合、その金曜日と翌週の月曜日及び火曜日の3日間で待期間が完成するのではなく、金曜日とその翌日の土曜日、翌々日の日曜日の連続した3日間で待期間が完成する。
- D 健康保険法第104条の規定による資格喪失後の傷病手当金の支給を受けるには、資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）である必要があり、この被保険者期間は、同一の保険者でなければならない。
- E 被保険者が死亡し、その被保険者には埋葬料の支給を受けるべき者がいないが、別に生計をたてている別居の実の弟が埋葬を行った場合、その弟には、埋葬料の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額が支給される。

## 解説

- A 正しい(法3条5項, 99条1項, 108条1項, 昭31.10.8保文発8022)。通勤定期券の購入費は、報酬に該当する。したがって、設問の期間は報酬を受けていたことになり、傷病手当金との調整が行われる。
- B 正しい(昭3.3.16保発11号, 昭23.12.2保文発52)。死産の場合は、被扶養者になることはないので、**家族埋葬料は支給されない**。ただし、妊娠4か月以上で出産していることから、**出産育児一時金は支給**される。
- C 正しい(昭4.12.7保規483, 昭5.10.13保発52)。待期3日には、**会社の公休日**も含まれる。したがって、設問の場合には、金曜日から日曜日の3日間で待期期間が完成し、4日目の月曜日から支給される。
- D 誤り。被保険者期間が引き続き1年以上とは、その間に**転職・転勤などで事業所や保険者が変わった場合**でも通算される(昭27.6.23保文発3532)。
- E 正しい(法100条2項)。被保険者が死亡し、埋葬料の支給を受ける者がいないときに、埋葬を行った者がいれば、その者に埋葬費を支給する。

### ■埋葬料と埋葬費の支給対象者

埋葬料	死亡した被保険者により <b>生計を維持</b> していた者であって <b>埋葬を行う者</b>
埋葬費	③埋葬料の支給を受ける者がいない場合に、 <b>埋葬を行った者</b>

5 495.549頁

5 551.554頁

①出産育児一時金は、生産、死産、流産(人工流産を含む)、早産を問わず支給される。

5 548頁

5 559頁

②同一の事業所、保険者である必要はない。

5 550頁

③死亡した被保険者により全然生計を維持していなかった父母、兄弟姉妹あるいは子等が、現に埋葬を行った場合には、その者に埋葬費を支給する。

正解 D

# 択一式 保険給付

## 13 H27-2

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 適用事業所に使用される被保険者が傷病手当金を受けるときには、老齢基礎年金及び老齢厚生年金との調整は行われない。
- B 入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は、原則として、1食につき360円とされているが、被保険者及び全ての被扶養者が市区町村民税非課税であり、かつ、所得が一定基準に満たないことについて保険者の認定を受けた高齢受給者については、1食につき100円とされている。
- C 現に海外に居住する被保険者からの療養費の支給申請は、原則として事業主を経由して行うこととされている。また、その支給は、支給決定日の外国為替換算率（買レート）を用いて海外の現地通貨に換算され、当該被保険者の海外銀行口座に送金される。
- D 70歳未満で標準報酬月額が53万円以上83万円未満の被保険者が、1つの病院等で同月内の療養の給付について支払った一部負担金の額が、以下の式で算定した額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される（高額療養費多数回該当の場合を除く。）。
- $$167,400円 + (\text{療養に要した費用} - 558,000円) \times 1\%$$
- E 保険者は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6か月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から1年を経過したときは、この限りでない。

## 解説

- A 正しい（法108条4項）。老齢基礎年金又は老齢厚生年金と傷病手当金との調整は、**資格喪失後の継続給付である傷病手当金**を受けるべき者に限って行われる。
- B 正しい（法85条2項、平28.2.4厚労告23）。被保険者及び全ての被扶養者が**市区町村民税非課税対象**であり、かつ、**所得が一定基準に満たないこと**について保険者の認定を受けた**高齢受給者**については、1食につき**100円**とされている。**参**一般所得者のうち、**小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者**の食事療養標準負担額は、1食当たり260円である。
- C 誤り。設問中、次の2か所が誤りである。①支給決定日の「**外国為替換算率（売レート）**を用いて換算され」であり、②**事業主が代理して受領し、直接被保険者への送金は行わない**（昭56.2.25保険発10・庁保険発2）。
- D 正しい（令42条1項・2項）。記述のとおり。

### ■高額療養費算定基準額 **ホ**

標準報酬月額	月単位の上限額
83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
53万円～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
26万円以下	57,600円
低所得者	35,400円

- E 正しい（法120条）。記述のとおり。

 560頁

 537頁

設問中、「360円」は、平成30年4月1日から「460円」に引き上げられる。

 541, 542頁

 555, 556頁

 562頁

# 択一式 保険給付

## 14 H27-4

難易度 ★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険給付に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 AからEまでのうちどれか。

- ア 健康保険法第104条の規定による資格喪失後の傷病手当金の継続給付を受けることができる者が、請求手続を相当期間行わなかったため、既にその権利の一部が時効により消滅している場合であっても、時効未完了の期間については請求手続を行うことにより当該継続給付を受けることができる。
- イ 高額療養費の支給要件、支給額等は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して政令で定められているが、入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は高額療養費の算定対象とならない。
- ウ 犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、一般の保険事故と同様に、健康保険の保険給付の対象とされており、犯罪の被害者である被保険者は、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書を提出しなくとも健康保険の保険給付を受けられる。
- エ 訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、主治の医師が指定した指定訪問看護事業者から受けなければならない。
- オ 被保険者が介護休業期間中に出産手当金の支給を受ける場合、その期間内に事業主から介護休業手当で報酬と認められるものが支給されているときは、その額が本来の報酬と出産手当金との差額よりも少なくとも、出産手当金の支給額について介護休業手当との調整が行われる。
- A (アとイ)                      B (アとエ)                      C (イとオ)  
D (ウとエ)                      E (ウとオ)

## 解説

ア 誤り。資格喪失後の継続給付を受ける権利の一部がすでに時効により消滅した場合、法104条の「継続して」に該当しないため、時効未完了の期間についても資格喪失後の傷病手当金の継続給付を受けることができない(昭31.12.24保文発11283)。

イ 正しい(法115条1項)。食事療養及び生活療養は、高額療養費の対象となる療養から、除外されている。したがって、**食事療養標準負担額**及び**生活療養標準負担額**は、**高額療養費の算定対象とならない**。

ウ 正しい(平23.8.9保保発0809第3)。第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させる保険者もあるが、この**誓約書があることは**、医療保険給付を行うために**必要な要件ではない**ことから、提出がなくても医療保険の給付は行われる。

エ 誤り。指定訪問看護は、**自己の選定**する指定訪問看護事業者から受ける(法88条3項)。

オ 正しい(平11.3.31保発46・庁保発9)。出産手当金が支給される場合であって、同一期間内に事業主から介護休業手当等で報酬と認められるものが支給されているときは、出産手当金の支給額について**調整**を行う。したがって、Bの組合せ(Aとエ)が正解となる。

📖 559, 560頁関連

①資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けている者は、被保険者として受けることができるはずであった期間、**継続して**同一の保険者からその給付を受けることができる。

📖 555頁

📖 529頁関連

📖 543頁

📖 552頁

# 択一式 保険給付

# 15 H25-4

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者が脱臼又は骨折について柔道整復師の施術を受け、療養費の支給を受けるためには、応急手当の場合を除いて医師の同意を得る必要があり、また応急手当後の施術は医師の同意が必要である。医師の同意は患者が医師から受けることもでき、また施術者が医師から得ることもできるが、いずれの場合も医師の同意は患者を診察したうえで、書面または口頭により与えられることを要する。
- B 傷病手当金は、療養のために労務に服することができなかった場合に支給するもので、その療養は必ずしも保険医の診療を受けた場合のみとは限らない。
- C 災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情により、保険医療機関又は保険薬局に支払う一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し申請書を提出しなければならない。保険者は、その徴収猶予又は減免の決定をした場合には、速やかに証明書を申請者に交付するものとする。
- D 自宅において療養している被保険者が、保険医療機関の看護師から療養上の世話を受けたときは、訪問看護療養費が支給される。
- E 偽りその他不正行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者はその者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるが、その場合の「全部又は一部」とは、偽りその他不正行為によって受けた分が保険給付の一部であることが考えられるので、全部又は一部とされたものであって、偽りその他不正行為によって受けた分はすべて徴収することができるという趣旨である。

## 解説

- A 正しい（平9.4.17保険発57，平9.12.1保険発149，平22.5.24保医発0524第3）。**医師の同意**<sup>①</sup>は個々の患者が医師から得てもよく，また施術者が直接医師から得てもよいが，いずれの場合であっても**医師の同意は患者を診察した上で書面又は口頭により与えられることを要する**。
- B 正しい（法99条，昭4.2.20保理480）。療養は，必ずしも**保険医の診療を受けた場合に限られない**。**※日雇特別被保険者**<sup>②</sup>の場合は，**労務不能となった際にその原因となった傷病について療養の給付を受けていることが必要**であるが，**労務不能期間中において，当該傷病につき療養の給付を受けていることは要しない**。
- C 正しい（法75条の2，平18.9.14保保発0914001）。保険者は，一部負担金等の徴収猶予又は**減免**の決定をしたときは，速やかに**証明書**を申請者に交付する。
- D 誤り。訪問看護療養費は，**指定訪問看護事業者**から**指定訪問看護**<sup>③</sup>を受けたときに支給される（法88条1項）。**※**「療養上の世話又は診療の補助」（訪問看護）から，保険医療機関又は介護老人保健施設によるものは除かれている。
- E 正しい（法58条1項，昭32.9.2保険発123）。「全部又は一部」とは，偽りその他の不正行為により受けた分が，保険給付の一部であることが考えられるので，全部又は一部としたものであって，**偽りその他の不正行為によって受けた分はすべて**という趣旨である。

➡ 542頁

①現に医師が診療中の骨折又は脱臼については，当該医師の同意を得られている場合のほかは，応急手当をする場合を除き，施術を行ってはならない。

➡ 546頁

②療養は，自費診療でも自宅療養でもかまわない。

➡ 535頁関連

➡ 543頁

③保険医療機関から訪問看護を受けたときは，「療養の給付」の対象となる。

➡ 530頁

正解 D

# 択一式 保険給付

# 17

## H24-6

### 改A

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■療養の給付等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費が支給される。この場合、被保険者に支給すべき保険外併用療養費は、その病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。
- B 被保険者が療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に代えて療養費の支給を受けることを希望した場合、被保険者は療養の給付等に代えて療養費を支給しなくてはならない。
- C 被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、保険者が必要であると認める場合に限り、移送費が支給される。この金額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額となるが、現に移送に要した費用の金額を超えることができない。
- D 被保険者は、療養費の支給を受けようとするときは、申請書を保険者に提出しなければならない。この申請書には、療養に要した費用の額を証する書類を添付しなければならない。この書類が英語で作成されている場合には、省令の規定により、その書類に日本語の翻訳文を添付する。
- E 被保険者は、療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が、第三者の行為によって生じたものであるときは、①届出に係る事実、②第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）、③被害の状況、以上を記載した届書を遅滞なく保険者に提出しなければならない。

## 解説

- A 正しい(法86条1項・4項, 則63条)。保険外併用療養費は、**現物給付**とされている。
- B 誤り。療養費は、**療養の給付等を行うことが困難**であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者が**やむを得ない**と認めるときに支給することができる(法87条1項)。被保険者が療養費の支給を希望しても、療養費が支給されることはない。
- C 正しい(法97条1項・2項, 則80条, 平6.9.9保険発119・庁保険発9)。記述のとおり。
- 移送費の額 参
- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 10,000円 | 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額 |
| 20,000円 | ㊦現に移送に要した費用の額                         |
| 8,000円  | ㊧現に移送に要した費用の額                         |
- ㊦の場合は、10,000円が支給され、㊧の場合は、8,000円が支給される。
- D 正しい(法87条1項, 則66条2項・3項)。記述のとおり。**示**現に海外にある被保険者からの**療養費**の支給申請は、原則として、**事業主等**を経由して行わせ、その**受領**は**事業主等**が代理して行うものとし、海外への送金も行わない。
- E 正しい(法57条, 則65条)。記述のとおり。

539頁

541頁

545頁

移送費は、㊦移送により法に基づく適切な療養を受けたこと、㊧移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと、㊨緊急その他やむを得なかったこと、のいずれにも該当すると認められる場合に支給する(則81条)。

542頁関連

①海外における療養費の支給額の算定に用いる邦貨換算率は、その支給決定日の外国為替換算率(売りレート)を用いる。

529頁

正解 B

# 択一式 保険給付

18

H24-7  
改A

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

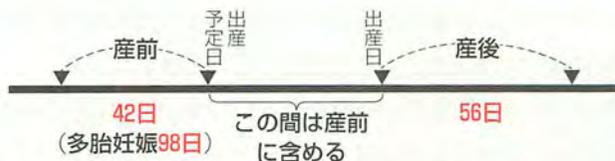
■保険給付等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者（任意継続被保険者を除く。）が出産したときは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合においては、98日）から出産の日後56日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金として、一日につき、原則として、出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額が支給される。
- B 被保険者の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、被保険者に対して10万円が支給される。
- C 全国健康保険協会は、保険給付に併せて、規約で定めるところにより、付加給付を行うことができる。
- D 保険給付を受ける権利は、健康保険法上、必要と認める場合には、譲渡や担保に供したり又は差し押さえることができる。
- E 傷病手当金の支給を受けようとする者は、被保険者の疾病又は負傷の発生した年月日、原因、主症状、経過の概要及び労務に服することができなかつた期間に関する医師又は歯科医師の意見書及び事業主の証明書を添付して保険者に提出しなければならないが、療養費の支給を受ける場合においても同様である。

## 解説

A 正しい（法102条）。記述のとおり。❶出産日が出産の予定日後であるときは、遅れた日数は産前に含まれる。

### ■出産手当金の支給期間



B 誤り。家族埋葬料の額は、一律**5万円**である（法113条、令35条）。

C 誤り。協会は、付加給付を行うことができない。付加給付を行うことができるのは、健康保険組合である（法53条）。

D 誤り。保険給付を受ける権利は、**譲り渡し、担保に供し**、又は**差し押さえる**ことができない（法61条）。これに対する例外はない。❷租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない（法62条）。

E 誤り。療養の給付等の支給を受けることが困難であるため**療養費の支給**を受ける場合においては、**傷病手当金の支給申請書**には、「被保険者の疾病又は負傷の発生した年月日、原因、主症状、経過の概要及び労務に服することができなかった期間に関する**医師又は歯科医師の意見書及び事業主の証明書**」を添付することは要しないものとされている（則84条4項）。

552頁

554頁

527頁

530頁

550頁関連

正解 A

健  
保

# 択一式 保険給付

# 19

## H24-9 改D

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険の保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 療養上必要のあるコルセットは、療養の給付として支給すべき治療材料の範囲に属するため、法第87条に基づく療養費により支給することとされている。
- B 事業主が被保険者資格取得届の届出を怠った場合においては、その間に保険医療機関で受診しても被保険者の身分を証明し得ない状態であるので、療養費の対象となる。
- C 一定の要件を満たした者が、被保険者の資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けている場合、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者から傷病手当金を受給することができるが、退職日まで有給扱いで全額賃金が支給されていても、資格喪失後の傷病手当金は受給することができる。
- D 出産育児一時金の金額は40.4万円であるが、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したことが認められた場合の出産育児一時金は、在胎週数第22週以降の出産の場合、1.6万円が加算され42万円である。
- E 被保険者資格が喪失日（任意継続被保険者の資格を取得した者にあつては、その資格を取得した日）の前日までの間引き続き1年以上であった者が、被保険者の資格喪失後6か月以内に出産したときは、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者から出産手当金を受けることができる。

## 解説

- A 正しい（法63条，87条，昭17.3.26社発322）。療養上必要なコルセットは，療養の給付として支給すべき治療材料の範囲に属するので，**療養費**として支給する。
- B 正しい（法87条，昭3.4.30保理1089）。記述のとおり。
- C 正しい（法104条，昭27.6.12保文発3367）。「報酬の全部又は一部を受けることができる者」（退職日まで有給扱いで全額賃金が支給されている者は，これに該当する）が**資格を喪失**し，事業主より報酬を受けなくなれば当然にその日から**傷病手当金**が支給される。

### ■傷病手当金の継続給付（退職日まで有給扱いの場合）

傷病により労務不能						退職日	資格喪失日	労務不能
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日～		
有給	有給	有給	有給	有給	有給	資格喪失後の傷病手当金		
待期3日完了			全額賃金支給					

- D 正しい（法101条，令36条，平26.11.27保保発1127第2）。出産育児一時金の額は**40.4万円**であるが，**産科医療補償制度**に加入している医療機関等において出産したときは，**1.6万円が加算**される。この規定が適用されるのは，在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む）がなされたことが認められる場合とされている。
- E 誤り。被保険者の**資格喪失後6か月以内に産**した場合，**出産育児一時金**は支給されるが，**出産手当金**は支給されない（法104条，106条）。資格喪失後の継続給付としての出産手当金は，資格を喪失した際に支給を受けていたか受けられる状態にあった場合に支給する。

541頁

①その他，柔道整復師の施術，輸血の場合の血液（生血料金）も療養費の対象となる。

541頁（B肢）

559頁（C肢）

551頁

561頁

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 保険外併用療養費の対象となる特別療養環境室へ入院させる場合は、特別療養環境室の設備構造、料金等について明確かつ懇切に説明し、料金等を明示した文書に患者側の署名により、その同意を得なければならない。
- B 柔道整復師が保険医療機関に入院中の患者の後療を医師から依頼された場合の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に向向いてきた場合のいずれであっても、療養費の支給対象とはならない。
- C 70歳未満の者と70歳以上の者がいる世帯の高額療養費は、同一月において、①70歳以上の者に係る高額療養費の額を計算する。次に、②この高額療養費の支給後、なお残る負担額の合算額と70歳未満の一部負担金等の額のうち21,000円以上のものを世帯合算し、この世帯合算による一部負担金等の額が70歳未満の高額療養費算定基準額を超える部分が高額療養費となる。①と②の高額療養費の合計額が当該世帯の高額療養費となる。
- D 健康保険組合直営の病院または診療所において、保険者が入院時食事療養費に相当する額の支払いを免除したときは、入院時食事療養費の支給があったものとみなされる。
- E 標準報酬月額の時随改定により標準報酬月額が変更になり、一部負担金の負担割合が変更する場合、負担割合が変更になるのは、改定後の標準報酬月額が適用される月からである。

## 解説

- A 正しい（法86条，平22.3.26保医発0326第2）。記述のとおり。**①**保険外併用療養費の対象となる療養には**評価療養**、**患者申出療養**と**選定療養**があるが、「**特別の療養環境の提供**」は**選定療養**の一つである。
- B 正しい（法87条，平9.4.17保険発57，平9.12.1保険発149）。設問の場合の施術は，当該保険医療機関に往療した場合，患者が施術所に出向いた場合のいずれであっても，療養費の支給対象とはならない。
- C 正しい（法115条1項，令41条）。70歳未満と70歳以上の者がいる世帯の高額療養費は，まず**70歳以上の外来（個人単位）**を計算し，さらに**70歳以上の入院**を含めて計算する。その後に**70歳未満の者**の一部負担金等（21,000円以上のものに限る）を合算して世帯単位の計算を行う。
- D 正しい（法85条7項）。記述のとおり。
- E 正しい（法74条，平14.9.27保保発09297007・庁保険発34）。随時改定により標準報酬月額が変更になり，負担割合も変更する場合，**負担割合が変更**となるのは，**改定後の標準報酬月額が適用される月**からである。

④本問については，試験センターから，本来正答とされるべきDが正しい内容のものであったため正答なし。採点に当たっては全員正解とするとの発表があった。

5 539, 540頁（A肢）

5 555頁～557頁

5 532, 536頁

# 択一式 保険給付（埋葬料）

# 21

## H25-7

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法の埋葬料等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 埋葬を行う者とは、実際に埋葬を行った者をいうのであるから、被保険者が死亡し社葬を行った場合には、たとえその被保険者に配偶者がいたとしても、配偶者には埋葬料は支給されない。
- B 事業主は、埋葬料の支給を受けようとする者から、厚生労働省令の規定による証明書を求められたときには、いかなる理由があろうとも、拒むことができない。
- C 埋葬料の支給を受けようとする者は、死亡した被保険者により生計を維持されていた者であるから、埋葬料の申請書には当該被保険者と申請者との続柄を記載する必要はない。
- D 死亡した被保険者により生計を維持されていなかった兄弟姉妹は、実際に埋葬を行った場合であっても、埋葬費の支給を受ける埋葬を行った者に含まれない。
- E 埋葬料について、被保険者が旅行中に船舶より転落して行方不明となり、なお死体の発見にいたらないが、当時の状況により死亡したものと認められる場合には、同行者の証明書等により死亡したものとして取り扱う。

## 解説

- A 誤り。埋葬を行う者とは、<sup>①</sup>埋葬を行った者をいうのではない（法100条1項）。死亡した者により**生計を維持**していた者であって、**埋葬を行うもの**であればよい。したがって、生計を維持していた配偶者がいれば、その配偶者に支給される。**②**埋葬料の額は、一律5万円（埋葬費の額は、埋葬料の範囲内で実費）。
- B 誤り。事業主は、埋葬料の支給を受けようとする者から、厚生労働省令の規定による**証明書**を求められたときは、「**正当な理由**」がなければ、**拒むことができない**（則33条）。したがって、「**正当な理由**」があれば、拒むことができる。
- C 誤り。埋葬料の申請書には、被保険者と申請者との**続柄を記載**しなければならない（則85条1項4号）。
- D 誤り。死亡した被保険者により全然生計を維持していなかった父母、又は兄弟姉妹あるいは子等が、**現に埋葬を行った**場合には、「埋葬を行った者」に含まれる（法100条2項、昭26.6.28保文発162）。
- E 正しい（法100条1項、昭4.5.22保理1705）。被保険者が旅行中に船舶より転落して行方不明となり、なお死体発見にいたらないが当時の状況により死亡したものと認められるときは、**同行者の証明書等**により死亡したものとして取り扱う。

550～551頁

①埋葬を行った者に支給されるのは、埋葬費である。

526頁

551頁

正解 E

# 択一式 保険給付

## 22 H25-10

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 傷病手当金の支給に関して、労務に服することができない期間は、労務に服することができない状態になった日から起算するが、その状態になったときに業務終了後である場合は、その翌日から起算する。
- イ 傷病手当金は、傷病が休業を要する程度でなくとも、遠隔地であり、通院のため事実上働けない場合には支給される。
- ウ 被保険者が死亡した場合、その被保険者の傷病手当金の請求権については、相続権者は請求権をもたない。
- エ 被保険者等が、故意に給付事由を生じさせた場合は、その給付事由についての保険給付は行われないことと規定されているが、自殺未遂による傷病について、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合は、保険給付の対象となる。
- オ 高額介護合算療養費は、計算期間（前年8月1日から7月31日までの1年間）の末日において健康保険の被保険者及びその被扶養者についてそれぞれ個別に算定し支給する。
- A (アとウ)                      B (イとオ)                      C (ウとオ)  
D (エとオ)                      E (アとオ)

## 解説

- ア 正しい（法99条1項，昭5.10.13保発52）。労務に服することができない期間は，**労務に服することができない状態になった日から起算するが，その状態になったときが業務終了後である場合は翌日から起算する。**
- イ 正しい（法99条1項，昭2.5.10保理2211）。傷病は休業を要する程度でなくとも遠隔地のため，**通院のため事実上働けない**ような場合でも，傷病手当金は支給される。
- ウ 誤り。被保険者の傷病手当金の請求権は一種の金銭債権であるので，死亡したときはその**相続権者**が当然請求権をもつ（法99条1項，昭2.2.18保理719）。
- エ 正しい（法116条，平22.5.21保保発0521第1・保国発0521第2・保高発0521第1）。**自殺未遂**による傷病に関しては，原則として，保険給付は支給されない（昭11.1.9保規394）。ただし，**自殺未遂による傷病**について，その傷病の発生が**精神疾患等に起因**するものと認められる場合は，「故意」に給付事由を生じさせたことにあらず，**保険給付等の対象**とする。
- オ 誤り。高額介護合算療養費は，健康保険の被保険者及びその被扶養者について，**合算**して支給する（法115条の2第1項，令43条の2第1項）。したがって，Cの組合せ（ウとオ）が正解となる。

545頁

546頁

527頁

562頁

①自殺による死亡の場合は，埋葬料は支給される。

558頁

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 養子縁組をして養父母を被扶養者としている被保険者が、生家において実父が死亡したため実母を扶養することとなった。この場合、実母について被扶養者認定の申請があっても、養父母とあわせての被扶養者認定はされない。
- B 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合のうち一定の要件に該当する合併に係るものは、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度に限り、1,000分の30から1,000分の130までの範囲内において、不均一の一般保険料率を決定することができる。
- C 毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができるが、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の1を下回ってはならない。
- D 高齢受給者証を交付された特例退職被保険者は、高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更される時、当該被保険者は5日以内に高齢受給者証を返納しなければならないが、そのときは事業主を通じて保険者に返納しなければならない。
- E 一般の被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出るとともに、被保険者証を事業主に提出しなければならない。事業主は、その申出を受けたときは、遅滞なく、変更後の住所を被保険者証を添えて厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

## 解説

A 誤り。**養子縁組**をした場合、**養父母**だけではなく**実父母**との関係でも**法律上の親子**のままである。したがって、実母についても、被扶養者認定が行われる（法3条7項、民法809条）。

B 正しい（法23条3項、法附則3条の2第1項）。記述のとおり。当該合併に係るものを「**地域型健康保険組合**」という。

### ■地域型健康保険組合の要件

- ① 合併前の健康保険組合の設立事業所がいずれも**同一都道府県の区域**にあること。
- ② 当該合併が指定健康保険組合、被保険者の数が組合設立要件の人数に満たなくなった健康保険組合その他事業運営基盤の安定が必要と認められる健康保険組合として厚生労働省令で定めるものを含む。

C 誤り。設問中「100分の1」は、「**100分の0.5**」が正しい（法40条2項）。

D 誤り。特例退職被保険者は、退職した被保険者である。したがって、事業主との雇用関係はない。そのため、高齢受給資格者証は、**直接、保険者に返納**することとなる（則52条2項4号）<sup>②</sup>。

E 誤り。被保険者住所変更の届出には、被保険者証を添える必要はない（則28条の2第1項）。**養国民健康保険**においては、世帯主の住所変更の届出にあたり、被保険者証を添えなければならない。

523頁

①養子縁組により、養子と養親に親族関係を生じるが、実親との関係には何ら影響をもたらさない。

509～510頁

地域型健康保険組合では、「5か年度」を覚えておこう。なお、指定健康保険組合が作成する健全化計画は、厚生労働大臣の指定の日の属する年度の「翌年度を初年度とする3年間」の計画である。

504頁

標準報酬月額弾力的調整の規定は、完全に覚えておこう（平成21年選択式で出題）。

522頁（D肢）

②任意継続被保険者が資格を喪失したときは、5日以内に、被保険者証を（直接）保険者に返納しなければならない（則51条2項）。

正解 B

健保

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者の被扶養者が第三者の行為により死亡し、被保険者が家族埋葬料の給付を受けるときは、保険者は、当該家族埋葬料の価額の限度において当該被保険者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、第三者に対して求償できる。
- B 被保険者である適用事業所の代表取締役は、産前産後休業期間中も育児休業期間中も保険料免除の対象から除外されている。
- C 保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が540万円（健康保険法第40条第2項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。）を超えることとなる場合には、当該累計額が540万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。
- D 保険医個人が開設する診療所は、病床の有無に関わらず、保険医療機関の指定を受けた日から、その指定の効力を失う日前6か月から同日前3か月までの間に、別段の申出がないときは、保険医療機関の指定の申出があったものとみなされる。
- E 健康保険法第150条第1項では、保険者は、高齢者医療確保法の規定による特定健康診査及び特定保健指導を行うように努めなければならないと規定されている。

## 解説

- A 正しい(法57条1項, 昭48.9.26保発34・庁保発16)。  
第三者行為災害による損害賠償請求権の規定は、**被扶養者にも適用**される。
- B 誤り。適用事業所の**代表取締役**<sup>①</sup>は、**健康保険の被保険者**である(昭24.7.28保発74)。したがって、代表取締役は、産前産後休業期間中も育児休業期間中も保険料免除の対象となる(法159条, 159条の3)。
- C 誤り。**年度における標準賞与額**の累計額の上限は、<sup>②</sup>540万円ではなく、**573万円**である(法45条1項)。
- D 誤り。設問の規定は、**病院**又は**病床を有する診療所**<sup>③</sup>には適用されない(法68条2項)。設問では、「病床の有無に関わらず」とあるので、誤りとなる。
- E 誤り。高齢者医療確保法の規定による**特定健康診査**及び**特定保健指導**は、行うこととされている(法150条1項)。

### ■保険者の責務

- ① 高齢者医療確保法の規定による**特定健康診査**及び**特定保健指導**を行うものとする(義務規定)。
- ② 特定健康診査等以外の事業であって、**健康教育**、**健康相談**、**健康診査**その他の被保険者及び被扶養者(被保険者等という)の**自助努力**についての**支援**その他の被保険者等の**健康の保持増進のために必要な事業**を行うように努めなければならない(努力義務規定)。

 529頁

 516, 575, 576頁

①代表取締役は、厚生年金保険においても被保険者である。

 503頁

②厚生年金保険では、1回当たり150万円が、上限とされている(年度累計に関する規定はない)。

 533~534頁(D肢)

③「病床を有する診療所」とは、病床数が20床未満の医療機関をいう。

 513頁(E肢)

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

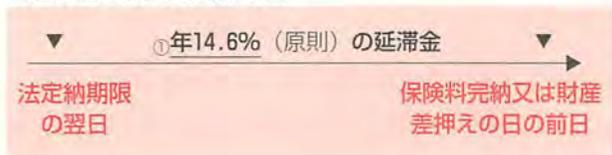
■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 保険医又は保険薬剤師の登録及び登録取消に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任されている。
- B 適用事業所の事業主が納期限が5月31日である保険料を滞納し、指定期限を6月20日とする督促を受けたが、実際に保険料を完納したのが7月31日である場合は、原則として6月1日から7月30日までの日数によって計算された延滞金が徴収されることになる。
- C 健康保険法では、保険給付を受ける権利は2年を経過したときは時効によって消滅することが規定されている。この場合、消滅時効の起算日は、療養費は療養に要した費用を支払った日の翌日、高額療養費は診療月の末日（ただし、診療費の自己負担分を診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日）、高額介護合算療養費は計算期間（前年8月1日から7月31日までの期間）の末日の翌日である。
- D 被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合等、労働者災害補償保険の給付を受けることのできない業務上の傷病等については、原則として健康保険の給付が行われる。
- E 被保険者が産前産後休業をする期間について、基本給は休業前と同様に支給するが、通勤の実績がないことにより、通勤手当が支給されない場合、その事業所の通勤手当の制度自体が廃止されたわけではないことから、賃金体系の変更にはあらず、標準報酬月額随時改定の対象とはならない。

## 解説

- A 正しい（法63条3項2号，205条1項・2項，則159条1項5号の2）。**ボ**保険医療機関又は保険薬局の指定及び指定の取消しに関する厚生労働大臣の権限も，地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任されている。
- B 正しい（法181条1項）。記述のとおり。

### ■延滞金の徴収対象期間 **ボ**



- C 誤り。高額療養費の時効の起算日は，**診療月の翌月1日**（病病が月の途中で治ゆした場合も同様）である（法193条1項，昭48.11.7保発99・庁保発21）。**ボ**診療費の自己負担分を診療月の翌月以降に支払ったときは，支払った日の翌日が起算日となる。
- D 正しい（法55条1項，平25.8.14事務連絡）。記述のとおり。被保険者が**副業として行う請負業務中に**負傷した場合や，被扶養者が請負業務やインターンシップ中に負傷した場合など，労災保険の給付を受けられない場合には，健康保険で給付が行われる（平成25年10月1日から適用されている）。
- E 正しい（法43条，平23.5.26事務連絡）。記述のとおり。産休等により通勤手当が不支給となっている事例において，**通勤の実績がないことにより不支給**となっている場合には，**通勤手当自体が廃止された訳ではない**ことから，賃金体系の変更にはあたらず，随時改定の対象とはならない。

正解 C

**ボ** 533頁

**ボ** 582頁

①督促が保険料に係るものであるときは，納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3%となる（特例基準割合による経過措置もある）。

**ボ** 586頁

副業として行う請負業務中に負傷した場合には，労災保険からも健康保険からも給付がされなかったが，改正により，これらの場合にも，健康保険で給付を行うこととしている。

**ボ** 499頁関連

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 健康保険法第116条では、被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は行われないと規定されているが、被扶養者に係る保険給付についてはこの規定が準用されない。
- B 適用事業所に使用されなくなったため、被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者であって、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者は、保険者に申し出て、任意継続被保険者になることができる。ただし、船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等である者は任意継続被保険者となることができない。
- C 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、文書の提出等の命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- D 指定訪問看護事業者の指定について、厚生労働大臣は、その申請があった場合において、申請者が健康保険法の規定により指定訪問看護事業者に係る指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であるときは指定をしてはならない。
- E 適用事業所の事業主に変更があったときは、変更後の事業主は、①事業所の名称及び所在地、②変更前の事業主及び変更後の事業主の氏名又は名称及び住所、③変更の年月日を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に5日以内に提出しなければならない。

## 解説

- A 誤り。自己の**故意**の犯罪行為又は**故意**に給付事由を生じさせたときの給付制限の規定は、**被扶養者にも準用**されている（法116条、122条）。
- B 正しい（法3条4項）。記述のとおり。
- C 正しい（法121条）。記述のとおり。

### ■①保険給付を行わない場合 参

- (1) **全部又は一部**を行わないことができる場合
- ① **闘争、泥酔又は著しい不行跡**により給付事由を起したとき
- ② 正当な理由なしに**文書の提出命令に従わず**、又は**答弁若しくは受診を拒んだ**とき
- (2) **一部**を行わないことができる場合
- 正当な理由なしに**療養に関する指示に従わない**とき

- D 正しい（法89条4項4号）。記述のとおり。参**保険医療機関又は保険薬局の開設申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものであるときは、指定をしない**ことができる。
- E 正しい（則31条）。記述のとおり。参平成27年6月1日施行の法改正事項である。改正前は、「**変更前及び変更後**」の事業主が連署して行うこととされていた。

➡ 562頁

➡ 517～518頁

➡ 562頁

①偽りその他不正の行為により保険給付を受け又は受けようとしたときは、6月以内の期間を定めて傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しないことができる。ただし、不正行為の日から1年を経過したときは、制限できない。

➡ 544頁

➡ 525頁

②改正後は、変更後の事業主が変更前後の事業主の氏名、住所及び変更年月日を記入して提出することとされた。

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 疾病により療養の給付を受けていた被保険者が疾病のため退職し被保険者資格を喪失した。その後この者は、健康保険の被保険者である父親の被扶養者になった。この場合、被扶養者になる前に発病した当該疾病に関しては、父親に対し家族療養費の支給は行われない。
- イ 出産手当金の額は、1日につき、出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額とする。ただし、その期間が12か月に満たない場合は、出産手当金の支給を始める日の属する月の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額とする。
- ウ 育児休業等の期間中における健康保険料の免除の申出は、被保険者が1歳に満たない子を養育するため育児休業をし、その後1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため育児休業をし、更にその後3歳に達するまでの子を養育するため育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業をする場合、その都度、事業主が当該育児休業等期間中において行うものとされている。
- エ 短時間労働者の標準報酬月額の定時決定について、4月、5月及び6月における算定の対象となる報酬の支払基礎日数が、各月それぞれ16日であった場合、従前の標準報酬月額で決定される。
- オ 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定めるが、健康保険組合は、規約で別段の定めをすることができる。
- A (アとエ)                      B (イとウ)                      C (イとエ)  
D (アとオ)                      E (ウとオ)

## 解説

- ア 誤り。**被扶養者になる前に発症した傷病**に対しても、<sup>①</sup>**家族療養費は支給される**（法110条1項，昭25.12.6保険発872）。
- イ 誤り。直近の継続した期間が12か月に満たない場合は、**次のうちいずれか少ない額の3分の2相当額**が出産手当金の額となる（法102条2項，99条2項）。

- ① 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の**直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1相当額**。
- ② 出産手当金の支給を始める日の属する年度の**前年度の9月30日**における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の**30分の1相当額**。

- ウ 正しい（平27.12.11年管管発1211第1）。記述のとおり。
- エ 誤り。**短時間労働者**の標準報酬月額の定時決定については、報酬支払の基礎となった日数が**11日未満の月**があるときは、**その月を除いて**決定する（法41条1項）。
- オ 正しい（法46条1項・2項）。記述のとおり。**参**厚生労働大臣が定める権限は、委任されていない。

➡ 531, 553頁関連

①被保険者の資格取得が適正であれば、資格取得前に発症した傷病については、保険給付を行う。

➡ 547頁(イ)

➡ 575頁関連

➡ 497頁

設問は、法改正前の規定である。（改正前は、15日未満の場合に設問の取扱いが行われていた）。

➡ 495頁(オ)

正解 E

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者の直系尊属，配偶者，子，孫及び兄弟姉妹であって，主としてその被保険者により生計を維持するものは被扶養者となることができるが，後期高齢者医療の被保険者である場合は被扶養者とならない。
- B 同時に2以上の事業所で報酬を受ける被保険者について，それぞれの事業所において同一月に賞与が支給された場合，その合算額をもって標準賞与額が決定される。
- C 標準報酬月額の時給決定等における支払基礎日数の取扱いとして，月給者で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合にあっては，その月における暦日の数から当該欠勤日数を控除した日数を支払基礎日数とする。
- D 国民健康保険組合の被保険者である者が，全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所に使用されることとなった場合であっても，健康保険法第3条第1項第8号の規定により健康保険の適用除外の申請をし，その承認を受けることにより，健康保険の適用除外者となることができる。
- E 産前産後休業を終了した際の改定は，固定的賃金に変動がなく残業手当の減少によって報酬月額が変動した場合も，その対象となる。

## 解説

- A 正しい(法3条7項)。記述のとおり。後期高齢者医療の被保険者は、健康保険の被保険者にも被扶養者にもなることはできない。
- B 正しい(法44条3項, 45条2項)。記述のとおり。
- C 誤り。設問中、「その月における暦日」は、正しくは「就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数」である(平18.5.12庁保険発052001)。
- D 正しい(法3条1項8号)。国民健康保険の被保険者であるべき期間に限り、厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者は、健康保険の適用が除外される。
- E 正しい(法43条の3)。産前産後休業を終了した際の改定は、随時改定の要件に該当していなくても、**1等級でも差**が生じれば改定される。参「随時改定の要件に該当していなくても」とは、「固定的賃金の変動していなくても」及び「2等級以上の差がなくても」という意味である。

523頁

出題当時は、「兄弟姉妹」は「弟妹」とされていたが、平成28年10月1日施行の法改正により「兄弟姉妹」とされたため、問題文を修正している。

503頁(B肢)

498頁(C肢)

520頁(D肢)

502頁

正解 C

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 給与規程が7月10日に改定され、その日以降の賞与の支給回数が年間を通じて4回から3回に変更された適用事業所における被保険者については、翌年の標準報酬月額額の定時決定による標準報酬月額が適用されるまでの間において支給された賞与については、標準賞与額の決定は行われない。なお、当該事業所の全ての被保険者について標準報酬月額額の随時改定は行われないものとする。
- B 被保険者が病床数200床以上の病院で、他の病院や診療所の文書による紹介なしに初診を受け、保険外併用療養費の選定療養として特別の費用を徴収する場合、当該病院は同時に2以上の傷病について初診を行ったときはそれぞれの傷病について特別の料金を徴収することができる。
- C 健康保険組合が保険料の納付義務者に対して所定の事項を記載した納入告知書で納入の告知をした後、健康保険法第172条の規定により納期日前に保険料のすべてを徴収しようとする場合、当該納期日の変更については、口頭で告知することができる。
- D 被保険者が刑事施設に拘禁されたときは、原則として、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付は行われない。また、前月から引き続き一般の被保険者である者が刑事施設に拘禁された場合については、原則として、その翌月以後、拘禁されなくなった月までの期間、保険料は徴収されない。
- E 同一の月に同一の保険医療機関において内科及び歯科をそれぞれ通院で受診したとき、高額療養費の算定上、1つの病院で受けた療養とみなされる。

## 解説

- A 正しい（平15.2.25保発0225004・庁保発2）。定時決定において、その者の賞与（年4回支給）は、標準報酬月額算定の基礎となる報酬月額に含まれている。したがって、9月以後の標準報酬月額は賞与込みのものとなるため、<sup>①</sup>翌年の定時決定による標準報酬月額が適用されるまでの間において支給された賞与については、標準賞与額の決定は行われない。
- B 誤り。同時に2以上の傷病について初診を行った場合であっても、特別の料金は、1回しか徴収することができない（平18.3.13保医発0313003）。
- C 誤り。保険料の納入の告知をした後、**線上徴収**の規定により納期日前に徴収しようとするときは、健康保険組合は、**納期日の変更**を納付義務者に**書面で告知**しなければならない（則137条2項）。
- D 誤り。前月から引き続き一般の被保険者である者が刑事施設に拘禁されたときは、原則として、**刑事施設に拘禁された月以後**、拘禁されなくなった月の**前月**までの期間、保険料は徴収されない（法118条1項、158条）。
- E 誤り。医科と歯科をあわせ有する医療機関をそれぞれ通院で受診したときは、高額療養費の算定上、**医科と歯科は別々の病院**で受けた療養とみなされる（令43条9項、<sup>②</sup>昭48.10.17保険発95・庁保険発18）。

 495.503頁関連

①保険料は、年4回の賞与を含む標準報酬月額によって徴収される。

 540頁関連

 580頁

 562.575頁

 555頁

②同一病院であっても、入院診療分と通院診療分も、別々の病院で受けた療養とみなされる。

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 強制適用事業所が、健康保険法第3条第3項各号に定める強制適用事業所の要件に該当しなくなったとき、被保険者の2分の1以上が希望した場合には、事業主は厚生労働大臣に任意適用事業所の認可を申請しなければならない。
- B 学生が卒業後の4月1日に就職する予定である適用事業所において、在学中の同年3月1日から職業実習をし、事実上の就職と解される場合であっても、在学中であれば被保険者の資格を取得しない。
- C 健康保険法施行規則においては、保険者は3年ごとに一定の期日を定め、被扶養者に係る確認をすることができることを規定している。
- D 被保険者が解雇され（労働法規又は労働協約に違反することが明らかな場合を除く。）、事業主から資格喪失届が提出された場合、労使双方の意見が対立し、当該解雇について裁判が提起されたときにおいても、裁判において解雇無効が確定するまでの間は、被保険者の資格を喪失したものとして取り扱われる。
- E 任意継続被保険者が、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったときは、納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めた場合を除き、督促状により指定する期限の翌日にその資格を喪失する。

## 解説

- A 誤り。強制適用事業所の要件に該当しなくなったときは、任意適用事業所となる**認可があったもの**とみなされる（法32条）。したがって、あらためて厚生労働大臣に認可申請をする必要はない。
- B 誤り。卒業後就職予定先の事業所で職業実習を行う者は、**事実上の就職**と解されれば**被保険者とされる**（法3条1項、昭16.12.22社発1580）。
- C 誤り。保険者は、**毎年一定の期日を定め**、被扶養者に係る確認をすることができる（則50条1項）。
- D 正しい（昭25.10.9保発68）。**解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明らかな場合を除いて、被保険者資格喪失届の提出があったときは、当該解雇について裁判が提起された場合であっても、一応資格を喪失したものとこれを受理する。**
- 参** 裁判等で解雇無効の判定をし、かつ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡及して資格喪失の処理を取り消し、被保険証を事業主に返付する。解雇無効の効力が発生するまでの間自費で診療を受けていた者に対しては、その診療に要した費用は療養費として支給し、その他現金給付についても遡って支給するとともに保険料も徴収する。
- E 誤り。「督促状により指定する期限の翌日」ではなく、「**納付期日の翌日**」に資格を喪失する（法38条）。

515頁

健康保険の場合、被保険者が希望しても、事業主に加義務は課せられていない。

520頁関連

523頁関連

①被保険者証の検認・更新も同様である。

521頁

正当な理由がなく、初めて納付すべき保険料を納付しなかったときは、任意継続被保険者とならなかつたものとみなされる。

正解 D

健  
保

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 出産育児一時金の額は、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。）であると保険者が認めたときには42万円、それ以外のときには40万4千円である。
- B 保険薬局から薬剤の支給を受けようとする4歳の被保険者が、保険医療機関において保険医が交付した処方せんを当該保険薬局に提出した場合であっても、当該保険薬局から被保険者証の提出を求められたときは、被保険者証もあわせて提出しなければならない。
- C 保険医療機関は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、入院時食事療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち食事療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載した領収証を交付しなければならない。
- D 被保険者が無医村において、医師の診療を受けることが困難で、応急措置として緊急に売薬を服用した場合、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養費の支給を受けることができる。
- E 70歳未満の被保険者が保険医療機関において、治療用補装具の装着を指示され、補装具業者から治療用補装具を購入し、療養費の支給を受けた場合には、高額療養費の算定上、同一の月の当該保険医療機関の通院に係る一部負担金と治療用補装具の自己負担分（21,000円未満）とを合算することができる。

## 解説

A 正しい(法101条, 令36条, 平26.11.27保保発1127第2)。

出産育児一時金の額は、**40.4万円**であるが、**産科医療補償制度**に加入する医療機関等で出産したときは**1.6万円**<sup>①</sup>が加算され、**42万円**が支給される。

B 正しい(則54条)。設問の場合、保険薬局から被保険者証の提出を求められたときには、提出しなければならないとされている。

C 正しい(則62条)。保険医療機関等が交付する領収証には、被保険者から支払を受けた費用の額のうち食事療養標準負担額とその他の費用の額とを**区分して記載**しなければならない。<sup>②</sup>

D 正しい(法87条, 昭13.8.20社庶1629)。記述のとおり。

E 誤り。「**治療用補装具**」にかかる高額療養費は、同一医療機関における**その費用のみ**をもって支給対象となるか否かを判断するものであり、当該医療機関におけるレセプトと合算して、**支給額を決定するものではない**。したがって、治療用補装具の自己負担額は、補装具の装着を指示した医療機関の入院分、あるいは通院分のレセプトと合わせて1件の合算高額療養費の対象とすることはできない(昭和48.11.7保険発99・庁保険発21)。

551頁

①在胎週数22週以後の出産(死産を含む)である場合に加算される。

537頁

②入院時生活療養費、保険外併用療養費についても、それぞれの費用を区分して記載する。

541頁

「治療用補装具」に係る費用及び「医療費」に係る費用は、それぞれ別々に高額療養費を算定する。

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者が同時に2事業所に使用される場合において、それぞれの適用事業所における保険者が異なる場合は、選択する保険者に対して保険者を選択する届出を提出しなければならないが、当該2事業所の保険者がいずれも全国健康保険協会であれば、日本年金機構の業務が2つの年金事務所に分掌されていても届出は必要ない。
- B 年取250万円の被保険者と同居している母（58歳であり障害者ではなく、短時間労働者である被保険者には該当しない。）は、年額100万円の遺族厚生年金を受給しながらパート労働しているが健康保険の被保険者にはなっていない。このとき、母のパート労働による給与の年間収入額が100万円であった場合、母は当該被保険者の被扶養者になることができる。
- C 月、週その他一定期間によって報酬が定められている被保険者に係る資格取得時の標準報酬月額を、被保険者の資格を取得した日現在の報酬の額をその期間における所定労働日数で除して得た額の30倍に相当する額を報酬月額として決定される。
- D 資格を取得する際に厚生労働大臣から被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者に対して被保険者証が交付されたときは、当該資格証明書はその被保険者に係る適用事業所の事業主が回収し、破棄しなければならない。
- E 標準報酬月額の定時決定に際し、当年の4月、5月、6月の3か月間に受けた報酬の額に基づいて算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の額に基づいて算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じ、この差が業務の性質上例年発生することが見込まれるため保険者算定に該当する場合の手続きはその被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書にその申立に関する被保険者の同意書を添付して提出する必要がある。

## 解説

- A 誤り。当該2事業所の保険者がいずれも全国健康保険協会である場合であっても、**日本年金機構の業務が2つの年金事務所に分掌されている場合には、保険者選択届を提出**しなければならない（則1条1項・2項、2条4項）。
- B 誤り。母親の収入には遺族厚生年金の収入も含まれることから、<sup>①</sup>**130万円以上**（100万円+100万円=200万円）となり、**生計維持要件を満たさない**（法3条7項）。したがって、被扶養者となることができない。
- C 誤り。資格取得時決定による標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した日現在の報酬の額をその期間の「**総日数**」で除して得た額の30倍に相当する額を報酬月額として決定する（法42条1項1号）。
- D 誤り。事業主が被保険者資格証明書を回収したときは、厚生労働大臣に**返納**しなければならない（則50条の2第3項）。
- E 正しい（法44条、平23.3.31保保発0331第6・年管管発0331第14）。「通常の方法で算出した標準報酬月額」と「年間（前年の7月から当年6月まで）平均で算出した標準報酬月額」との間に2等級以上の差が生じ、**その差が業務の性質上例年発生**する場合は「**年間平均**」で算定することができる。この場合、事業主は、当該保険者算定の要件に該当する理由を記載した**申立書**（申立てに関する被保険者の**同意書**及び前年から当年6月までの被保険者の**報酬額等を記載した書類**を添付）を提出する。

526頁

523頁

①被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれる。

496頁

522頁関連

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 本社と支社がともに適用事業所であり、人事、労務及び給与の管理（以下本問において「人事管理等」という。）を別に行っている会社において、本社における被保険者が転勤により支社に異動しても、引き続きその者の人事管理等を本社で行っている場合には、本社の被保険者として取り扱うことができる。
- B 全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所であるA社で、3月に200万円、6月に280万円の賞与が支給され、それぞれ標準賞与額が200万円及び280万円に決定された被保険者が、A社を同年8月31日付で退職し、その翌日に資格喪失した。その後、同年9月11日に健康保険組合管掌健康保険の適用事業所であるB社で被保険者資格を取得し、同年12月に100万円の賞与の支給を受けた。この場合、「健康保険標準賞与額累計申出書」を当該健康保険組合に提出することにより、当該被保険者の標準賞与額は93万円と決定される。
- C 継続して1年以上健康保険組合の被保険者（任意継続被保険者又は特例退職被保険者を除く。）であった者であって、被保険者の資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けている者は、資格喪失後に任意継続被保険者となった場合でも、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者から傷病手当金を受けられることができるが、資格喪失後に特例退職被保険者となった場合には、傷病手当金の継続給付を受けることはできない。
- D 傷病手当金を受けると権利の消滅時効は2年であるが、その起算日は労務不能であった日ごとにその翌日である。
- E 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関する傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとされているが、日雇特例被保険者の場合には、厚生労働大臣が指定する疾病を除き、その支給を始めた日から起算して6か月を超えないものとされている。

## 解説

- A 正しい（平18.3.15庁保発0315002）。同一の企業において本社、支店等の複数の適用事業所がある場合の社会保険の適用については、**被保険者が勤務する事業所に関わらず、その者に対する人事、労務及び給与の管理（人事管理等）がなされている事業所**において適用する。したがって、設問の場合は、**本社の被保険者**として取り扱われる。**㊦**本社における被保険者の取扱いについては、一括適用事業所の承認を受けられない事業所であっても、人事や給与等を一括管理している一部の者については、本社の被保険者とするものである。
- B 誤り。**標準賞与額は、協会管掌健康保険、組合管掌健康保険ごとに<sup>㉒</sup>保険者単位・年度単位で算定**するため、設問の場合の標準賞与額は100万円となる（法45条、則27条1項、健康保険標準賞与額累計届【記入上の注意】）。
- C 正しい（法104条、法附則3条5項）。**資格喪失後の継続給付である傷病手当金は、任意継続被保険者（資格喪失後に任意継続被保険者となった場合に限り）には支給されるが、特例退職被保険者には支給されない。**
- D 正しい（法193条1項、昭30.9.7保発199の2）。記述のとおり。
- E 正しい（法99条2項、135条3項）。日雇特例被保険者に支給される傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して**6月**であるが、**厚生労働大臣が指定する疾病（結核）**に関しては、**1年6月**とされている。

㊦ 516頁関連

一括適用事業所とは異なることに注意。一括適用事業所となるためには、会社で使用される全ての被保険者の人事や給与等に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されており、社会保険への届出を電子媒体により行えることが必要である。

㉒ 503頁関連

㉒ A社で支給された賞与額（200万円及び280万円）は、累計しない。

㊦ 560頁

㊦ 586頁

㊦ 548、567頁

# 択一式 法令全般（産前産後）

## 34 H27-10

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■被保険者が多胎妊娠し（出産予定日は6月12日）、3月7日から産前休業に入り、6月15日に正常分娩で双子を出産した。産後休業を終了した後は引き続き育児休業を取得し、子が1歳に達した日をもって育児休業を終了し、その翌日から職場復帰した。産前産後休業期間及び育児休業期間に基づく報酬及び賞与は一切支払われておらず、職場復帰後の労働条件等は次のとおりであった。なお、職場復帰後の3か月間は所定労働日における欠勤はなく、育児休業を終了した日の翌日に新たな産前休業に入っていないものとする。この被保険者に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

【職場復帰後の労働条件等】

始業時刻 10：00

終業時刻 17：00

休憩時間 1時間

所定の休日 毎週土曜日及び日曜日

給与の支払形態 日額12,000円の日給制

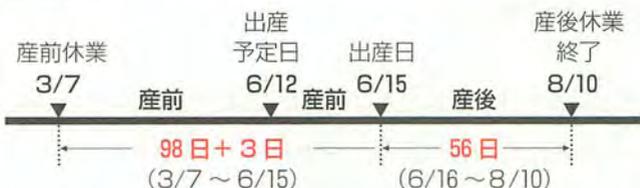
給与の締切日 毎月20日

給与の支払日 当月末日

- ア 事業主は出産した年の3月から8月までの期間について、産前産後休業期間中における健康保険料の免除を申し出ることができる。
- イ 出産手当金の支給期間は、出産した年の5月2日から同年8月10日までである。
- ウ 事業主は産前産後休業期間中における健康保険料の免除期間の終了月の翌月から、子が1歳に達した日の翌日が属する月の前月までの期間について、育児休業期間中における健康保険料の免除を申し出ることができる。
- エ 出産した年の翌年の6月末日に支払われた給与の支払基礎日数が17日未満であるため、同年7月末日及び8月末日に受けた給与の総額を2で除した額に基づく標準報酬月額が、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がある場合には育児休業等終了時改定を申し出ることができる。
- オ 職場復帰後に育児休業等終了時改定に該当した場合は、改定後の標準報酬月額がその翌年の8月までの各月の標準報酬月額となる。なお、標準報酬月額の随時改定には該当しないものとする。
- A（アとイ） B（アとオ） C（イとウ） D（ウとエ） E（エとオ）

## 解説

### ■設問の流れ



### 【注意点】

- ㊦ 多胎妊娠であること（産前は98日）。
- ㊧ 出産日が出産予定日より延びたときは、その期間は産前に含める。
- ㊨ 産後は、多胎妊娠の場合であっても56日。

ア 誤り。産前産後休業期間中の保険料が免除されるのは、産前産後休業を開始した日（3月7日）の属する月（3月）から、産前産後休業が終了した日（8月10日）の翌日が属する月の前月（7月）までの分である（法159条の3第1項）。

イ 誤り。出産手当金の支給期間は、出産した年の3月7日から同年8月10日までである（法102条）。

ウ 正しい（法159条）。記述のとおり。

エ 正しい（法43条の3）。記述のとおり。

オ 正しい（法43条の2）。記述のとおり。

したがって、Aの組合せ（アとイ）が正解となる。

㊧内容は単純であるが、短い時間の中で正解を導き出すのは困難と思われる。

576頁

552頁

575頁

501頁

505頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

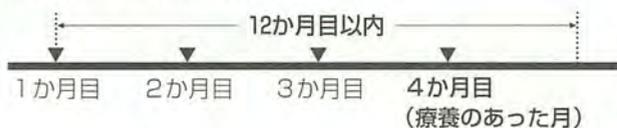
■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 高額療養費多数回該当の場合とは、療養のあった月以前の12か月以内に既に高額療養費が支給されている月数が2か月以上ある場合をいい、3か月目からは一部負担金等の額が多数回該当の高額療養費算定基準額を超えたときに、その超えた分が高額療養費として支給される。
- B 輸血に係る血液料金は、保存血の場合も含めて療養費として支給され、療養の給付として現物給付されることはない。
- C 被保険者資格証明書の交付を受けた全国健康保険協会が管掌する健康保険の一般被保険者が、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を事業主を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。
- D 全国健康保険協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに運営委員会を設け、当該支部における業務の実施について運営委員会の意見を聴くものとする。
- E 被保険者が病床数100床以上の病院で、他の病院や診療所の文書による紹介なしに初診を受けたとき、当該病院はその者から選定療養として特別の料金を徴収することができる。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。

## 解説

- A 誤り。多数回該当の場合とは、療養のあった月以前の12か月以内に既に高額療養費が支給されている月数が**3か月以上**ある場合をいう(法115条2項, 令42条1項1号)。したがって、「3か月目」からは、「**4か月目**」からとなる。

### ■多数回該当の高額療養費



この場合には、4か月目から多数回該当による高額療養費算定基準額が適用される。

- B 誤り。**輸血**に係る血液料金は、**療養費**として現金給付されるが、**保存血**の場合は**療養の給付**として現物給付される(昭14.5.13社医発336)。
- C 正しい(法39条, 則50条の2第3項)。記述のとおり。
- D 誤り。**支部**に設けられているのは、「運営委員会」ではなく「**評議会**」である(法7条の21第1項)。「**運営委員会**」は、**協会**に置かれている(法7条の18第1項)。
- E 誤り。設問中「100床以上」は、正しくは「**200床以上**」である(法86条, 平20.3.19厚労告98)。**㊦**200床以上の病院等で初診を受けた場合であっても、**㊠**他の病院又は診療所からの**文書による紹介**がある場合、**㊤****緊急その他やむを得ない事情**がある場合に受けたものは、選定療養の対象とならない。

556頁

①多数回該当の場合の高額療養費算定基準額は、所得区分に応じて、140,100円から24,600円の5段階に区分されている。

541頁

522頁関連

507頁

540頁

特定機能病院及び病床数500以上の大病院での紹介状がない場合の初診、再診も、**選定療養**の対象とされている(定額の自己負担を徴収することが義務づけられている)。

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 任意継続被保険者が保険料を前納する場合は、4月から9月まで若しくは10月から翌年3月までの6か月間又は4月から翌年3月までの12か月間を単位として行うものとなっているが、当該6か月又は12か月の間において、任意継続被保険者の資格を喪失することが明らかである者については、当該6か月間又は12か月間のうち、その資格を喪失する日の属する月の前月までの期間の保険料について前納を行うことができる。
- B 4月に被保険者資格を取得した者（短時間労働者として被保険者の資格を取得した者を除く。）の定時決定について、4月、5月、6月に受けた報酬の支払基礎となった日数がそれぞれ5日、16日、18日であった場合、5月と6月に受けた報酬の平均額をもってその年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定する。
- C 健康保険組合は、規約に定めるところにより、傷病手当金について付加給付を行うことが認められているが、当該付加給付は健康保険法に定める支給期間内においてその額を付加して給付されるものであり、法定の支給期間終了後にその期間を延長して支給することは認められない。
- D 任意適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。事業主がこの申請を行うときは、健康保険任意適用取消申請書に、被保険者の3分の2以上の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。
- E 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合において、その価額は、その地方の時価によって都道府県知事が定めることになっている（健康保険組合が規約で別段の定めをした場合を除く。）。

## 解説

A 正しい（法165条1項・4項，令48条）。記述のとおり。

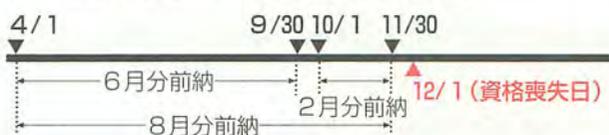
📖 579頁

### ■任意継続被保険者の保険料前納期間

① 原則



② 11月30日まで任意継続被保険者である場合



B 誤り。定時決定は，報酬支払の基礎となった日数が<sup>①</sup>17日未滿の月は，除いて行う（法41条1項）。したがって，設問の場合は，6月に支払われた報酬のみで標準報酬月額を算定する。

📖 497, 505頁

①短時間労働者の場合，17日は11日に読み替えて適用される（法41条1項）。

C 誤り。傷病手当金について付加給付を行う場合には，法定の支給期間（支給を開始した日から1年6か月）を延長して支給することができる（平19.2.1保発020100）。

📖 527頁

D 誤り。任意適用事業所の事業主が適用事業所でなくなることの申請をするときは，被保険者の「4分の3」以上の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない（法33条2項，則22条2項）。<sup>参</sup>任意適用事業所の事業主が適用事業となるためには，当該事業所に使用される者（被保険者となるべき者に限る）の「2分の1」以上の同意が必要である。

📖 515頁

E 誤り。現物給与の価額は，その地方の時価によって，厚生労働大臣が定める<sup>①</sup>（法46条1項）。ただし，健康保険組合は規約で別段の定めをすることができる。

📖 495頁

①現物給与の価額を定める厚生労働大臣の権限は，日本年金機構等には委任されていない。

正解 A

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者に対する特別療養費の支給期間は、日雇特例被保険者手帳の交付を受けた日の属する月の初日から起算して3か月間（月の初日に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者については2か月間）である。
- B 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消が行われた場合には、原則として、取消後5年間は再指定を行わないこととされている。
- C 被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務（当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められるものに限る。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、傷病手当金を含めて健康保険から保険給付が行われる。
- D 妊娠4か月を過ぎてから業務上の事故により流産し、労災保険法の療養補償給付を受けた場合、健康保険から出産育児一時金の支給は行われない。
- E 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があり、保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の被扶養者に係る家族療養費の給付割合について、健康保険法第110条第2項第1号に定める家族療養費の給付割合を超え100分の100以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。

## 解説

A 正しい（法145条1項）。記述のとおり。

### ■特別療養費の支給期間



B 正しい（法65条3項1号）。保険医療機関又は保険薬局が、保険医療機関又は保険薬局に係る指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものであるとき<sup>①</sup>は、指定しないことができる。

C 正しい（法53条の2、則52条の2、平25.8.14事務連絡）。

**㊦**被保険者又はその被扶養者が法人の役員であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその**法人の役員としての業務**（被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって政令で定めるものを除く<sup>①</sup>）に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、健康保険での**保険給付は行わない**。

D 誤り。設問の場合は、出産育児一時金が支給される（法101条、昭24.3.26保文発523）。

E 正しい（法110条の2第1項）。記述のとおり。**㊦**被保険者に**一部負担金の特例**が適用されるときは、被扶養者に係る家族療養費の支給について、それぞれの割合を超え100分の100以下の範囲内において保険者が定めた割合とすることができる<sup>②</sup>。

568頁

533頁

①保険医、保険薬剤師の登録についても、同様である（法71条2項1号）。

528頁

①当該業務が、従業員が従事する業務と同一であると認められる場合には、傷病手当金を含め、健康保険から保険給付を受けることができる。

551頁

554頁

②給付割合が「100分の100」とされたときは、自己負担額はゼロとなる。

正解 D

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 高額療養費多数回該当に係る回数通算について、特定疾病（費用が著しく高額で、かつ、長期間にわたる治療を継続しなければならないものとして厚生労働大臣が定める疾病）に係る高額療養費の支給回数は、その他の傷病に係る高額療養費と世帯合算をされた場合を除き、通算されない。
- B 健康保険の被保険者が通勤途上負傷し、労災保険の保険給付を受けることができるときは、その負傷について健康保険からの保険給付は行われず、その者が勤務する事業所が労災保険の任意適用事業所で労災保険に未加入であった場合にも、同様に健康保険からの保険給付は行われぬ。
- C 埋葬料は埋葬が実際に行われていなくても埋葬を行うべき者に給付されるものであり、埋葬費は死亡の事実があっても埋葬が行われなければ給付されないと解される。したがって、埋葬料は死亡した日、埋葬費は埋葬した日が保険事故発生の日となる。
- D 全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、1,000分の30から1,000分の130までの範囲内において、支部被保険者を単位として協会が決定する。なお、支部被保険者とは、各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。
- E 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をすることができるが、被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることはできない。

## 解説

- A 正しい(法115条2項、令42条1項・9項、昭59.9.29保険発74・庁保険発18)。特定疾病に係る高額療養費については、他の傷病に係る高額療養費と世帯合算された場合を除き、支給回数は通算されない。
- B 誤り。労災保険の任意適用事業所に使用される被保険者に係る通勤災害については、それが、**労災保険の保険関係の成立の前日**に発生したものであるときは、健康保険で給付を行う(昭48.12.1保険発105・庁保険発24)。
- 参** 健保法は、「労災法に規定する業務災害以外」の疾病等について保険給付を行う。基本的に労災保険から給付が行われない場合には、健康保険の給付の対象とする。
- C 正しい(法100条1項・2項)。埋葬料は「**埋葬を行う者**」に対して支給し、埋葬費は「**埋葬を行った者**」に支給する。
- D 正しい(法160条1項)。記述のとおり。**六**健康保険組合の一般保険料率も、1,000分の30から1,000分の130の範囲内である。
- E 正しい(法189条1項・4項)。「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付」に関する処分の不服は、**社会保険審査官**に対して審査請求を行う。

556頁

①特定疾病では、人工腎臓を実施している慢性腎不全(人工透析)が出題されている。

528頁

550頁

- ①時効の起算日  
②埋葬料…死亡した日の翌日  
③埋葬費…埋葬を行った日の翌日

573頁(D肢)

584頁

②保険料等の賦課、徴収の処分又は滞納処分に対する不服は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

正解 B

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■健康保険法に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 国民健康保険組合の事業所に使用される者は、その数が5人以上であっても、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることはできない。
- イ 被保険者と同一世帯に属しておらず、年間収入が150万円である被保険者の父（65歳で短時間労働者である被保険者には該当していない。）が、被保険者から援助を受けている場合、原則としてその援助の額にかかわらず被扶養者に該当する。
- ウ 被扶養者が保険医療機関等において、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、被保険者に対して家族療養費が支給される。
- エ 厚生労働大臣は保険給付に関し必要があると認めるときは、事業主に対して立入検査等を行うことができる。この権限に係る事務は、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けたうえで、日本年金機構が行うことができるとされているが、全国健康保険協会がこれを行うことはできない。
- オ 保険者は、被保険者が70歳以上の被保険者に係る一部負担金の負担割合の規定の適用を受けるときは、原則として、当該被保険者に高齢受給者証を有効期限を定めて交付しなければならない。
- A (アとイ)                      B (アとオ)                      C (イとエ)  
 D (ウとエ)                      E (ウとオ)

## 解説

ア 正しい（法3条1項6号）。国民健康保険組合の事業所に使用される者は、健康保険の適用が除外されている。

イ 誤り。被保険者と同一の世帯に属していない場合には、認定対象者の年間収入が<sup>①</sup>130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚年法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当する（昭52.4.6保発9・庁保発9）。設問の場合、「援助の額にかかわらず」とされていることから誤りとなる。**ボ**短時間労働者である被保険者の場合、年収が130万円（180万円）未満であっても、被扶養者にはならない。

ウ 正しい（法110条1項・3項）。被保険者が評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは「保険外併用療養費」が支給されるが、被扶養者が評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは「<sup>②</sup>家族療養費」が支給される。

エ 誤り。保険給付に関しては、協会は、厚生労働大臣の認可を受けて、事業主に対して立入検査等を行うことができる（法198条、204条の7第1項、204条の8第1項）。

オ 正しい（法39条、則52条1項）。記述のとおり。したがって、Cの組合せ（イとエ）が正解となる。

📖 520頁

📖 523頁

①同一世帯に属している場合には、被保険者の年収の「2分の1未満」であることが要件とされている。

📖 527, 553頁

②被保険者に支給される「療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費」については、被扶養者では「家族療養費」として、被保険者に支給される。

📖 587頁(工)

📖 522頁

正解 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 保険者は、指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって訪問看護療養費の支払を受けたときは、当該指定訪問看護事業者に対しその支払った額についてのみ返還させることができ、その返還額に一定割合を乗じて得た額を支払わせることはできない。
- B 任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者資格の喪失は、厚生労働大臣の確認によって、その効力を生ずる。
- C 新たに使用されることとなった者が、当初から自宅待機とされた場合、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当が支払われるときには、その休業手当の支払の対象となった日の初日に被保険者の資格を取得する。
- D 任意継続被保険者は、後期高齢者医療の被保険者となった日の翌日からその資格を喪失する。
- E 被保険者（任意継続被保険者又は特例退職被保険者を除く。）の資格取得は、保険者等の確認によってその効力を生ずることとなり、事業主が資格取得届を行う前に生じた事故の場合については、遡って資格取得の確認が行われたとしても、保険事故として取り扱われることはない。

## 解説

A 誤り。保険者は、指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって訪問看護療養費の支払を受けたときは、当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に**100分の40**を乗じて得た額を支払わせることができる（法58条3項）。

B 誤り。任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者資格の喪失は、厚生労働大臣の確認を要しない（法36条4号、39条1項）。

C 正しい（法35条、昭50.3.29保険発25・庁保険発8）。記述のとおり。

D 誤り。任意継続被保険者が後期高齢者医療の被保険者となったときは、その日から、その資格を喪失する（法38条本文・6号）<sup>①</sup>。❷任意継続被保険者の資格喪失日が「その日」とされているのは、次のとおり。

- ① 被保険者となったとき。
- ② 船員保険の被保険者となったとき。
- ③ 後期高齢者医療の被保険者となったとき。

E 誤り。事業主が資格取得の届出を行う前に生じた事故であっても、遡って資格取得の確認が行われれば、保険事故となる（昭31.11.29保文10148）。

➡ 530頁

①保険医療機関、保険薬局についても、同様である。

➡ 521頁

②任意継続被保険者の資格の得喪についても、確認を要しない。

➡ 521頁

➡ 521頁

③次の場合には、「翌日」に資格を喪失する。

④2年を経過したとき。

⑤死亡したとき。

⑥保険料（初めて納付すべき保険料を除く）を正当な理由がなく納付期日までに納付しなかったとき。

➡ 531頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者であった者が船員保険の被保険者となったときは、傷病手当金又は出産手当金の継続給付、資格喪失後の死亡に関する給付及び資格喪失後の出産育児一時金の給付は行われぬ。
- B 高額療養費支給申請書に記載する傷病名は、被保険者が正確な傷病名を知らないときは、症状程度であって、診療科の推定されるようなものであればよいこととされている。
- C 保険者は、被保険者が少年院その他これに準ずる施設に収容されたときには、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付（傷病手当金及び出産手当金の支給にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）を行わないが、被扶養者に係る保険給付を行うことは妨げられない。
- D 保険者は、給付事由が被保険者に対する第三者の行為によって生じた場合に保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。この際、自動車損害賠償責任保険において、被保険者の重過失減額が行われた場合は、過失により減額された割合で減額した額を求償することができる。
- E 被保険者の被扶養者が死産をしたときは、被保険者に対して家族埋葬料として5万円が支給される。

## 解説

- A 正しい(法107条)。資格喪失後の継続給付、資格喪失後の死亡に関する給付及び資格喪失後の出産育児一時金の給付は、被保険者が船員保険の被保険者となったときは、行わない。<sup>①</sup>
- B 正しい(昭48.11.7保険発99・庁保険発21)。記述のとおり。**答**設問の通達の趣旨は、本人が申請書に記載するに当たって、正確な傷病名を知らない場合もあり、また、病名(例えば「がん」等)によっては本人、家族に知らせていない場合もあり得るからである。
- C 正しい(法118条2項)。被保険者が少年院等に収容された場合であっても、**被扶養者**に係る保険給付を行うことを妨げない。
- D 正しい(法57条1項,昭49.1.28保険発10・庁保険発1)。記述のとおり。**答**被保険者が保険給付をしたときは、その給付の価額の限度において当該損害賠償請求権は当然に移転するものであり、第三者に対する通知又はその承諾を要件とするものではない(昭31.11.7保文発9218)。
- E 誤り。家族埋葬料が支給されるのは**被扶養者の死亡**に限るので、**死産児**については支給しない(法113条,昭23.12.2保文発898)。<sup>②</sup>

560頁

①船員保険で支給されるので、健康保険では支給しない。

555頁関連

562頁

529, 530頁

554頁

②死産児は、被扶養者とはならない。

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

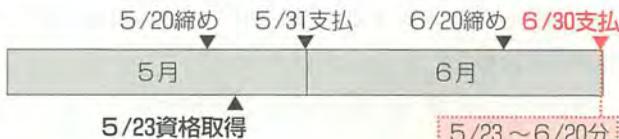
■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働基準法に基づく解雇予告手当又は退職を事由に支払われる退職金であって、退職時に支払われるもの若しくは事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるものは報酬又は賞与には含まれない。
- B 5月23日に被保険者資格を取得した者の健康保険料の源泉控除について、その者の給与支払方法が月給制であり、毎月20日締め、当月末日払いの場合、事業主は、最初の給与（5月23日から6月20日までの期間に係るもの）で5月分の健康保険料を控除することができるが、毎月末日締め、当月25日払いの場合、最初の給与（5月23日から5月末日までの期間に係るもの）では健康保険料を控除することができない。
- C 勤務していた適用事業所を5月31日で退職し、被保険者資格を喪失した者の健康保険料の源泉控除について、その者の給与支払方法が月給制であり、毎月末日締め、当月25日払いの場合、事業主は、5月25日支払いの給与（5月1日から5月31日までの期間に係るもの）で4月分及び5月分の健康保険料を控除することができる。
- D 月給制の被保険者について3月に行うべき昇給が、事業主の都合により5月に行われ、3月に遡った昇給差額が5月に支払われた場合、随時改定の対象になるのは5月、6月及び7月の3か月間に受けた報酬の総額（昇給差額を除く。）を3で除して得た額であり、それが随時改定の要件に該当したときは8月から標準報酬月額が改定される。
- E 5月25日が出産予定日（多胎妊娠ではない。）である被保険者が、同年3月20日に勤務していた適用事業所を退職し、被保険者の資格を喪失した場合、資格喪失日の前日において引き続き1年以上の被保険者期間（任意継続被保険者期間、特例退職被保険者期間又は共済組合の組合員である期間を除く。）があれば、資格喪失後に出産手当金の継続給付を受けることができる。

## 解説

- A 正しい（法3条5項，昭24.6.24保文発1175，平15.10.1保保発1001002・庁保発1001001）。記述のとおり。
- B 正しい（法167条1項）。記述のとおり。

### ■保険料の源泉控除



6月30日支払の給与から5月分（前月分）の保険料を控除することができる。



5月25日支払の給与から5月分（当月分）の保険料を控除することはできない。

- C 正しい（法167条1項）。被保険者がその事業所に**使用されなくなった**場合<sup>①</sup>においては，**前月及びその月**の標準報酬月額に係る保険料を**報酬から控除**することができる。
- D 正しい（法43条1項・2項，昭36.1.26保発4）。記述のとおり。
- E 誤り。資格喪失後6か月以内に出産した場合，出産育児一時金は支給されるが，**出産手当金は支給されない**（法104条，106条，平18.6.21保発0621002）。

☞ 495頁

報酬に該当するものには，次のものがある。

- ①休業手当
- ②通勤手当
- ③休職手当
- ④報酬と傷病手当金との差額

☞ 578頁（B肢）

事業主は，被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては，被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる。

☞ 578頁

①いわゆる月末退職の場合である（資格喪失日が6月1日となるので，5月分（前月分）の保険料を控除することができる）。

☞ 499頁（D肢）

☞ 561頁（E肢）

正解 E

健保

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

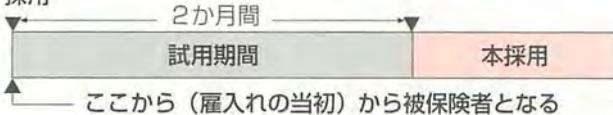
- A 被保険者が、業務外の事由による疾病で労務に服することができなくなり、4月25日から休業し、傷病手当金を請求したが、同年5月末日までは年次有給休暇を取得したため、同年6月1日から傷病手当金が支給された。この傷病手当金の支給期間は、同年4月28日から起算して1年6か月である。
- B 被保険者が、業務外の事由による疾病で労務に服することができなくなり、6月4日から欠勤し、同年6月7日から傷病手当金が支給された。その後病状は快方に向かい、同年9月1日から職場復帰したが、同年12月1日から再び同一疾病により労務に服することができなくなり欠勤したため、傷病手当金の請求を行った。この傷病手当金の支給期間は、同年6月7日から起算して1年6か月である。
- C 4月1日に任意継続被保険者となった女性が、健康保険の被保険者である男性と同年10月1日に婚姻し、その女性が、夫の健康保険の被扶養者となる要件を満たした場合には、その日に任意継続被保険者の資格を喪失する。
- D 適用事業所に期間の定めなく採用された者について、就業規則に2か月の試用期間が定められている場合は、その間は被保険者とならず、試用期間を経過した日の翌日から被保険者となる。
- E 3歳に満たない子を養育する被保険者が、厚生年金保険法第26条に基づく標準報酬月額の特例の申出を行い、従前標準報酬月額が同法第43条第1項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎とされた場合、健康保険法の傷病手当金に係る日額は、当該従前標準報酬月額に基づいて算出する。

## 解説

- A 誤り。傷病手当金の支給期間は、傷病手当金の支給を初めた日から起算して1年6か月である。設問の場合は、傷病手当金の支給が開始された6月1日から起算して1年6か月となる（法99条2項）。
- B 正しい（法99条2項）。設問の場合には、傷病手当金が6月7日から支給されていることから、支給期間は6月7日から起算して1年6か月となる。
- C 誤り。任意継続被保険者の資格喪失事由には、「健康保険の被扶養者となったとき」という規定はない（法38条）。したがって、設問の場合、任意継続被保険者の資格は喪失しない。
- D 誤り。試みに使用される者は、雇入れの当初より被保険者となる。

### ■被保険者となる時期

期間の定めなく  
採用



- E 誤り。傷病手当金に係る日額は、従前標準報酬月額に基づいて算出するわけではない（法99条）。従前標準報酬月額とは、厚年法で規定されている「3歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例」に適用されるものである（厚年法26条）。

548頁

548頁

① 1年6か月の間で労務に服した期間があっても、支給を開始した日（6月7日）から1年6か月が限度となる。

521頁（C肢）

516頁

② 試用期間の長短は問わず、当初より被保険者となる。

546～547頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 標準報酬月額560,000円の被保険者（50歳）の被扶養者（45歳）が、同一の月における入院療養（食事療養及び生活療養を除き、同一の医療機関における入院である。）に係る1か月の一部負担金の額として210,000円を支払った場合、高額療養費算定基準額は84,430円である。なお、当該世帯は、入院療養があった月以前12か月以内に高額療養費の支給を受けたことはない。
- B 傷病手当金を受けていた者が、被保険者期間が6か月経過したときに退職せざるを得なくなった場合、たとえ当該被保険者期間の前に、1日の空白もなく継続した6か月以上の他の保険者における被保険者期間があったとしても、資格喪失後の傷病手当金は受けられない。なお、これらの被保険者期間には、任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者の期間は含まれない。
- C 1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が同一の適用事業に使用される通常の労働者の2分の1以上である短時間労働者は、健康保険の被保険者として取り扱われる。
- D 前月から引き続き被保険者であり、12月10日にその年度で初めての賞与として30万円を支給された者が、同月20日に退職した場合、事業主は当該賞与に係る保険料を納付する義務はない。
- E 育児休業等終了時の標準報酬月額の改定は、標準報酬月額に2等級以上の差が生じていなくても行うことができるが、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間のいずれかの月に報酬支払の基礎となった日数が17日（短時間労働者である被保険者については11日）未満の月がある場合は、当該改定を行うことができない。

## 解説

- A 誤り。70歳未満で標準報酬月額が560,000円（53万円～79万円に該当）の被保険者の被扶養者に係る高額療養費算定基準額は、「167,400円+(医療費-558,000円)×1%」である。設問の場合であれば、「167,400円+(700,000円-558,000円)×1%」であり、その額は168,820円となる（令42条1項）。
- B 誤り。資格喪失後の継続給付は、被保険者の資格を喪失した日の前日までに引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く）であれば受けることができる（法104条）。
- C 誤り。「2分の1」は、「4分の3」が正しい（法3条1項9号）。平成28年10月1日から短時間労働者であって、一定の要件を満たすものは、健康保険法及び厚生年金保険の被保険者としてとされている。
- D 正しい（法45条1項、167条2項）。被保険者資格を喪失した日の属する月において、被保険者資格を喪失する前に支払われた賞与は、保険料の賦課の対象にはならない。6年度における標準賞与額の累計額には算入する。

### ■保険料の賞与からの源泉控除

12/10	12/20
▼	▼
年度で初めての賞与支給 →当該賞与からは保険料を控除しない	退職 (12月は資格喪失月)

- E 誤り。育児休業等終了時の改定は、報酬支払基礎日数が17日未満の月がある場合は、その月を除いて行う（法43条の2第1項）。

555～556頁

①一部負担金（210,000円）は医療費の3割であることから、医療費は700,000円となる。

②「84,430円」は標準報酬月額が28万円から50万円の場合の高額療養費算定基準額である。「80,100円+(700,000円-267,000円)×1%」=84,430円

559頁(B肢)

②ある保険者における被保険者資格を喪失し、同日に他の保険者における資格を取得する場合は、資格を継続する（昭27.6.23保文発3832）。

516～517頁(C肢)

578頁(D肢)

③12月21日に資格を喪失したとすると、12月1日から12月20日までに支払われた賞与をいう。

501頁

④短時間労働者である被保険者は、11日未満である。

正解 D

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

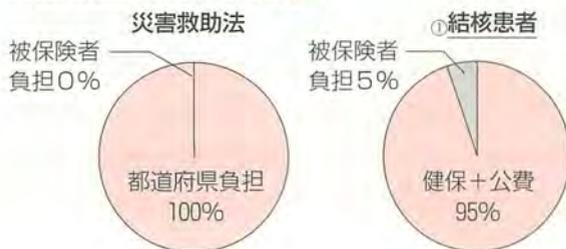
■健康保険法等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 災害救助法が発動され、負傷した70歳未満の被保険者に対して都道府県から応急的な医療が行われた場合には、その費用の70%を健康保険が、25%を都道府県が負担することとされており、5%が被保険者の負担となる。
- B 60歳の被保険者が、保険医療機関の療養病床に入院した場合、入院に係る療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費が支給される。
- C 「被保険者と同一の世帯に属するもの」であることが被扶養者の要件となる場合、この者は、被保険者と住居及び家計を共同にする者をいい、同一戸籍内にあるか否かを問わず、被保険者が世帯主であることを必ずしも要しない。
- D 任意適用事業所で引き続き1年以上被保険者であった者が、任意包括脱退により被保険者資格を喪失し、その6か月以内に出産したとき、出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることはできない。
- E 被保険者と住居を共にしていた配偶者の兄で、現に障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に規定する指定障害者支援施設に入所している者について被扶養者の届出があった場合、同一世帯に属するとはいえないため、被扶養者とは認められない。

## 解説

- A 誤り。**災害救助法**の規定により医療を受けた場合、その費用は、救助の行われた地の**都道府県が全額支弁**することとされている（法55条3項、災害救助法33条1項）。

### ■公費負担が行われる場合



- B 誤り。入院時生活療養費は、特定長期入院被保険者に支給される（法85条の2第1項）。この**特定長期入院被保険者**とは、療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、**65歳に達する日の属する月の翌月以後**である被保険者をいう（63条2項1号）。

- C 正しい（法3条7項2号・3号、昭15.6.25社発7）。「被保険者と同一の世帯に属する者」とは、被保険者と**住居及び家計を共同**にする者をいい、同一戸籍内にあるか否かを問わず、被保険者が世帯主であることを要しない。

- D 誤り。**任意包括脱退**により被保険者資格を喪失したとしても、<sup>②</sup>資格喪失後の出産育児一時金の支給を受けることはできる（法106条）。

- E 誤り。被保険者と住居を共にしていた配偶者の兄が、指定障害者支援施設に入所することとなった場合には、**一時的な別居**であると考えられることから、なお**被保険者と住居を共にしていること**として取り扱う（法3条7項、平11.3.9保険発24・庁保険発4）。

正解 C

529頁

①結核患者が通院医療を受ける場合の費用については、その100分の95相当額が健康保険と公費で負担されるため、残りの100分の5相当額が自己負担となる。

531, 537頁

524頁

560～561頁

②任意包括脱退により資格を喪失した者は、任意継続被保険者になることができない。

523, 524頁(E肢)

③配偶者の兄は、生計維持と生計同一が要件とされている。

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

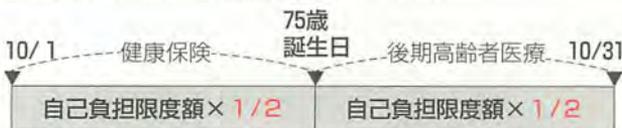
■健康保険法等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額の一部負担金の割合を乗じて得た額（災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免又は徴収猶予の措置がとられるべきときは、当該措置がとられたものとした場合の額）を控除した額である。
- B 被保険者が月の初日以外の日により75歳に達したことにより後期高齢者医療制度の被保険者となり、健康保険の被保険者の資格を喪失した場合は、その月の一部負担金等について健康保険と後期高齢者医療制度でそれぞれ高額療養費算定基準が適用されることとなるため、特例により個人単位で両制度のいずれにおいても通常の基準額の2分の1の額を設定することとされている。
- C 育児休業等による保険料の免除の規定について、その終期は当該育児休業等を終了する日の翌日の属する月の前月となっているが、育児休業等の対象となる子が3歳に達する日以後の休業については、労使協定に定められている場合に限り、適用されることとなる。
- D 被保険者（任意継続被保険者又は特例退職被保険者を除く。）は、当該被保険者又はその被扶養者が介護保険第2号被保険者に該当しなくなったときは、遅滞なく、所定の事項を記載した届書を、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が65歳に達したときは、この限りでない。
- E 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

## 解説

- A 正しい（法88条4項）。記述のとおり。  
B 正しい（令42条5項～9項等）。記述のとおり。

### ■高額療養費算定基準額の75歳到達月の特例



- C 誤り。育児休業等期間中の保険料の免除については、  
① 育児休業等の対象となる子が3歳に達する日以後の休業について労使協定により定められている場合であっても、  
**3歳未満の子を養育するための育児休業等に限って適用**するものである（法159条，平17.3.29保保発0329001・庁保険発0329002，平18.3.24保保発0324001・庁保険発0324001）。
- D 正しい（則40条1項）。被保険者は，被保険者又はその被扶養者が介護保険第2号被保険者に該当しなくなったときは，遅滞なく，一定の事項を記載した届書を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし，被保険者又はその被扶養者が  
② **65歳に達したときは**，この限りでない。
- E 正しい（法192条）。処分取消しの訴えは，当該処分についての審査請求に対する**社会保険審査官の決定を経た後**でなければ，提起する<sup>③</sup>ことができない。

544頁

557～558頁

575頁

① 育児休業等期間中の保険料が免除されるのは、「育児休業等を開始した日の属する月」から、「育児休業等を終了した日の翌日が属する月の前月」までである。

526頁

② 65歳に達したときは，年齢で介護保険第2号被保険者に該当しなくなったことが分かるので，届出は要しないものとされている。

584頁

審査請求をした日から2月以内に決定がないときは，審査請求人は，社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者が道路交通法規違反によって処罰されるべき行為中に起した事故により死亡した場合、健康保険法第116条に定める給付制限事由に該当するものとして、埋葬料は支給されない。
- B 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合に保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得するが、その損害賠償請求権は当然に移転するものであり、第三者に対する通知又はその承諾を要件とするものではない。
- C 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料の納付を怠ったときは、厚生労働大臣が決定した保険料額が1,000円未満であるときを除き、厚生労働大臣は保険料額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の100分の25に相当する額の追徴金を徴収する。
- D 保険医療機関又は保険薬局は、1か月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- E 故意の犯罪行為により生じた事故について、給付制限がなされるためには、その行為の遂行中に事故が発生したという関係があるのみでは不十分であり、その行為が保険事故発生の主たる原因であるという相当な因果関係が両者の間にあることが必要である。

## 解説

- A 誤り。被保険者が**道路交通法違反**によって処罰されるべき行為中に起こした事故により死亡した場合、**埋葬料**については支給することとされている（法116条、昭36.7.5保険発63の2）。
- B 正しい（法57条1項、昭31.11.7保文発9218）。保険者が保険給付をしたときは、その給付の価額の限度において当該**損害賠償請求権は当然に移転**するものであり、一般の債権譲渡のように、第三者に対する通知又はその承諾を要件とするものではない。
- C 正しい（法170条2項）。事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料の納付を怠ったときは、厚生労働大臣は、**決定された保険料額の100分の25に相当する金額を徴収**する。ただし、決定された保険料額が1,000円未満であるときは、徴収しない。
- D 正しい（法79条1項）。**保険医療機関又は保険薬局は、1か月以上の予告期間**を設けて、その**指定を辞退**することができる。
- E 正しい（法116条、昭35.4.27保文発3030）。故意の犯罪行為により生じた事故について法116条を適用し給付制限を行うためには、その行為の遂行中に事故が発生したという関係があるのみでは不十分であって、その行為が**保険事故発生の主たる原因**であると考えらるべきであるといういわゆる**相当な因果関係**が両者の間にあることが必要である。

562頁

529頁

581頁

①追徴金は、その決定された日から14日以内に、厚生労働大臣に納付しなければならない。

534頁

②保険医又は保険薬剤師も、1か月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求められることができる（法79条2項）。

562頁（E肢）

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者が、雇用又は使用される事業所の労働組合の専従役員となりその職務に従事するときは、従前の事業主との関係では被保険者資格を喪失し、労働組合に雇用又は使用される者としてのみ被保険者となる。
- B 被保険者（任意継続被保険者又は特例退職被保険者を除く。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して5日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。傷病手当金の額は、原則として、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の5分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。
- C 事業主は、健康保険に関する書類を、その完結の日より3年間、保存しなければならない。
- D 季節的業務に使用される者が、当初4か月未満使用される予定であったが、業務の都合により、継続して4か月以上使用されることになった場合には、そのときから被保険者となる。
- E 被保険者に支払う報酬から控除した保険料の額が被保険者の負担すべき額に満たない場合には、事業主は被保険者の負担すべき保険料の不足部分の納付義務はない。

## 解説

A 正しい（法3条1項，昭24.7.7職発921）。被保険者が、雇用又は使用される事業所の労働組合の専従役員となりその職務に従事するときは、従前の事業主との関係では被保険者資格を喪失し、労働組合に雇用又は使用される者としてのみ被保険者となる。

B 誤り。設問中、「5日」は正しくは「3日」であり、「5分の2」は、正しくは「3分の2」である（法99条1項・2項）。

### ■傷病手当金の支給

10/1	10/2	10/3	10/4	…
労務不能継続3日（待期）			支給開始～1年6月	

C 誤り。事業主は、健康保険に関する書類を、その完結の日より「2年間」、保存しなければならない（則34条）。

D 誤り。季節的業務<sup>①</sup>に使用される者は、**継続して4か月を超えて使用**されるべき場合は、当初から被保険者となるが、4か月未満使用される者が、業務の都合により、たまたま4か月を超えても被保険者とはならない（法3条1項4号，昭9.4.17保発191）。

E 誤り。事業主は、被保険者に支払う報酬から控除した被保険者が負担する保険料の額の如何にかかわらず、**保険料全額**の納付義務がある（法161条2項，昭2.2.14保理218）。

516.520頁

545.547頁

526頁

- ① 保険医療機関の保存
- ② 3年間…療養の給付に関する帳簿及び書類その他の記録
- ③ 5年間…患者の診療録

520頁（D肢）

577～578頁

正解 A

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 傷病手当金の受給中に出産手当金が支払われるときは、傷病手当金の支給が優先され、その期間中は出産手当金の支給は停止される。
- B 被保険者が傷病手当金の支給を受けたが、その支給期間が終わっても治癒せず、その療養のために労務に服しなかったため収入がなかった場合は、当該被保険者負担分の保険料は免除され事業主負担分のみ納付する義務を負う。
- C 訪問看護は、医師、歯科医師又は看護師のほか、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が行う。
- D 7月1日に被保険者資格を取得した者については、標準報酬月額の時決定を行わず、資格取得時に決定された標準報酬月額を、原則として翌年の6月30日までの1年間用いることになっている。
- E 被保険者が3月15日から4月10日まで同一の医療機関で入院療養を受けた場合は、高額療養費は3月15日から3月31日までの療養に係るものと、4月1日から4月10日までの療養に係るものに区分される。

## 解説

- A 誤り。設問の記述が逆である。原則として、出産手当金の受給中に傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金は、**出産手当金の内払とみなされ、傷病手当金の支給は停止される**（法103条1項・2項）。
- B 誤り。設問のような規定はない。設問の場合であっても、被保険者は保険料を負担する義務がある（昭2.9.2保理3240）。
- C 誤り。訪問看護を行う者に、医師、歯科医師は含まれていない（法88条1項，則68条）。訪問看護を行うのは、**看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士**である。
- D 誤り。6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した者については、**定時決定を行わない**（法41条3項）。また、6月1日から12月31日までの間に資格を取得した者について、資格取得時に決定された標準報酬月額は、原則として、**翌年の8月まで**用いられる（法42条2項）。
- E 正しい（令41条1項等）。高額療養費の支給要件は、**同一の月に一の病院等から受けた療養**について算定する。この場合の「同一の月」とは、**一暦月**（1日から末日まで）を指すので、設問のような取扱いとなる。

### ■高額療養費の算定



3月は、医療費を30万円で計算し、4月は、医療費を20万円で計算する。

5 552～553頁

①出産手当金の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給される。

5 577～578頁関連

5 543頁

5 498, 505頁

5 555頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険料等に関する次の記述のうち、誤っているのはどれか。

- A 同時に2つ以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合、各事業所について定時決定等の規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。
- B 保険者等は、育児休業等を終了した被保険者が、育児休業等を終了した日において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、標準報酬月額を改定する。
- C 保険者等は、①被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に、告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は②納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から1年以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。
- D 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。
- E 事業主は、保険者等からの標準報酬月額等の決定の通知があったときは、速やかにこれを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。この場合、正当な理由がなく、被保険者にこれらの事項に関する通知をしないときは、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

## 解説

- A 正しい（法44条3項）。記述のとおり。
- B 正しい（法43条の2第1項）。記述のとおり。**ボ**育児休業等を終了した際の改定の規定により改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して**2月を経過した日の属する月の翌月**からその年の8月まで（当該翌月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月まで）の標準報酬月額となる。
- C 誤り。設問の場合は、その告知又は納付の日の翌日から「**6月以内**」に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたもののみなすことができる（法164条2項）。

### ■納期を繰り上げたものとみなす場合 **参**

1人退職

資格喪失届提出

9月	10月	11月	12月	1月～
← 従前の額で保険料を徴収				← 保険料を減額して徴収

9月に1人退職したため、本来であれば9月分の保険料は、1人分少なくなるが、資格喪失届を12月に提出したため、9月分から11月分の保険料は、従前の額で徴収される。この場合、その後6月以内に納付すべき保険料について、納期を繰り上げてしたもののみなされることから、1月以後に納付すべき保険料を減額して徴収することとなる。

- D 正しい（法167条2項）。記述のとおり。**ボ**健康保険では、年度の賞与額のうち**累計で573万円**までが標準賞与額となる。573万円を超える部分については、保険料の対象とはならない（573万円まで保険料が徴収される）。
- E 正しい（法49条1項・2項、208条2号）。記述のとおり。

503頁

501頁(B肢)

579頁

578頁

504頁

正解 C

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 従業員が15人の個人経営の理髪店で、被保険者となるべき者の2分の1以上が希望した場合には、事業主に速やかに適用事業所とするべき義務が生じる。
- B 賃金支払基礎日数が、4月は16日、5月は15日、6月は10日であった場合の短時間労働者の定時決定は、4月及び5月の平均により算定された額をもって保険者算定によるものとし、同じ4月に固定的賃金の昇給があった場合には、4月及び5月の平均により随時改定の対象になる。
- C 同一の事業所において、雇用契約上一旦退職した者が1日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、被保険者資格を継続するものであるが、60歳以上の者が、定年等による退職後に継続して再雇用される場合は、使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出することができる。
- D 任意継続被保険者の標準報酬月額は、当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額、若しくは前年の3月31日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）のうち、いずれか少ない額とする。
- E 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできないが、傷病手当金は、療養中の期間の所得保障を目的に支給されるため、所得税の課税対象になる。

## 解説

- A 誤り。健康保険では、被保険者となるべき者の希望があっても、事業主に加入する義務はない（法31条）。
- B 誤り。短時間労働者である被保険者の場合、定時決定は報酬支払基礎日数が11日未満である月は除いて計算するが、随時改定は各月11日以上でなければ行わない（法41条1項、43条1項）。設問では、6月が10日であるため、随時改定の対象にはならない。
- C 正しい（平25.1.25保保発0125第1、年年発0125第1ほか）60歳以上の者で、退職後継続して再雇用されるものについては、使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いが認められている。これにより、随時改定を待たずに標準報酬月額を改定することができる。60歳前の標準報酬月額に比べ60歳以後の標準報酬月額が2等級以上低下した場合、随時改定を適用すれば4か月後に低下した標準報酬月額になるが、この規定により、60歳到達月から低下した標準報酬月額を適用することができる。
- D 誤り。任意継続被保険者の標準報酬月額は、資格喪失時（退職時）の標準報酬月額と前年9月30日における同月の平均額を比較し、いずれか少ない額である（法47条）。
- E 誤り。傷病手当金は保険給付であり、所得税の課税対象とはならない（法62条）。

515頁

①厚生年金保険も同様。労災保険は、労働者の過半数が希望するとき、雇用保険は、労働者の2分の1以上が希望するときは、事業主に加入義務が生じる。

497, 499頁（B肢）

500頁

503～504頁

530～531頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A この法律において報酬とは、臨時に受けるもの等を除き、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるものであり、通勤手当は、自宅と勤務場所との往復にかかる交通費の実費弁償的な手当のため報酬には含まれない。
- B 被保険者の曾孫は、その被保険者と同一世帯に属していなくても、その被保険者により生計を維持されていれば被扶養者になるが、被保険者の配偶者の曾孫は、たとえ被保険者により生計維持されていたとしても、その被保険者と同一世帯に属していなければ被扶養者になることができない。
- C 初めて適用事業所となった事業主は、当該事実のあった日から10日以内に新規の適用に関する届書を提出しなければならないが、事業の廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったとき（任意適用事業所の取消に係る申請の場合を除く。）の届出は、当該事実があった後、速やかに提出すればよい。
- D 埋葬料の支給要件にある「その者により生計維持していた者」とは、被保険者により生計の全部若しくは大部分を維持していた者に限られず、生計の一部を維持していた者も含まれる。
- E 労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付を受給している健康保険の被保険者が、さらに業務外の事由による傷病によって、労務不能の状態になった場合には、それぞれが別の保険事故であるため、休業補償給付及び傷病手当金は、それぞれ全額支給される。

## 解説

A 誤り。通勤手当は、報酬に含まれる（法3条5項，昭27.12.4保文発7241）。

B 誤り。被保険者の曾孫は、その被保険者により生計を維持されており、かつ、同一世帯に属していれば、被扶養者になる（法3条7項2号）。なお、被保険者の配偶者の曾孫も同様である（同項2号）。

### ■生計維持のみでよい者

- イ 直系尊属
- ロ 配偶者（事実婚を含む）
- ハ 子
- ニ 孫
- ホ 兄弟姉妹

C 誤り。新規適用事業所となったときの届出，適用事業に該当しなくなったときの届出は，いずれも当該事実があった後，5日以内に提出しなければならない（法3条3項，則19条1項，20条1項）。

D 正しい（法100条，昭8.8.7保発502）。記述のとおり。

E 誤り。労災法による休業補償給付を受給している健康保険の被保険者が業務外の事由による傷病によっても労務不能となった場合には、休業補償給付の額が傷病手当金の額に達しないときにおけるその部分にかかるものを除き傷病手当金は支給しない（法55条1項，99条，昭33.7.8保険発95）。

494～495頁

①休職手当，報酬と傷病手当金の差額，年4回以上支給される賞与等は，報酬に該当する。

523頁（B肢）

②平成28年10月1日施行の法改正により，被保険者の兄弟は，同一世帯要件が削除されている（生計維持関係のみあれば被扶養者になることができる）。

525頁

③健康保険の届出期限は，原則として5日以内。被保険者の保険者選択届は10日以内。任意継続被保険者資格取得申出書は20日以内である。

550～551頁（D肢）

550頁（E肢）

④休業補償給付の額が傷病手当金の額に満たないときは，その差額を傷病手当金として支給する。

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 退職を事由に支払われる退職金は、健康保険法に定める報酬又は賞与には該当しないものであり、事業主の都合等により在職中に一時金として支払われた場合であっても、報酬又は賞与には該当しないため、前払い退職金制度（退職金相当額の全部又は一部を在職時の毎月の給与に上乘せる制度）を設けた場合、その部分については報酬又は賞与に該当するものではない。
- B 健康保険法において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいうが、臨時に受けるもの及び3か月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
- C 保険者等は、被保険者資格の確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。また、通知を受けた事業主は、速やかに、被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。
- D 厚生労働大臣は、全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、健康保険法施行規則の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めたとときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。
- E 被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、その被保険者に対して政令で定める金額を支給する。

## 解説

A 誤り。被保険者の**在職時**に、**退職金相当額**の全部又は一部を**給与や賞与に上乘せ**るなど**前払い**される場合は、労働の対償としての性格が明確であり、被保険者の通常の生計にあてられる経常的な収入としての意義を有することから、**報酬又は賞与に該当**する（平15.10.1保保発1001002・庁保険発1001001）。

■在職中に退職金が前払いされる場合 **㊦**

5月	6月	7月
前払い退職金	前払い退職金	前払い退職金
給与	給与	給与

このような場合は、前払い退職金相当額は、報酬に該当する。

- B 正しい（法3条5項）。記述のとおり。
- C 正しい（法49条1項・2項）。記述のとおり。
- D 正しい（則50条の2）。記述のとおり。**㊦**被保険者の資格取得について、保険者の確認の通知を受けていない者に対する資格証明書の交付については、これを認めないものとされている（昭56.10.1保険発76・庁保険発15）。
- E 正しい（法114条）。記述のとおり。**㊦**家族出産育児一時金は、**被保険者に支給**する。

**㊦** 495頁

①退職時に支払われるもの又は退職前に一時金として支払われるものは、報酬又は賞与に該当しない。

**㊦** 494頁

**㊦** 504, 525頁

**㊦** 522頁

**㊦** 555頁

家族出産育児一時金の額（政令で定める額）は、原則として1児につき40.4万円。産科医療補償制度に加入している病院等で出産した場合には42万円である。

正解 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 全国健康保険協会は、被保険者が介護保険第2号被保険者でない場合であっても、当該被保険者に介護保険第2号被保険者である被扶養者がある場合には、規約により、当該被保険者（特定被保険者）に介護保険料額の負担を求めることができる。
- B 被保険者の資格を喪失した後に出産手当金の継続給付を受けていた者がその給付を受けなくなった日後6か月以内に死亡したとき、被保険者であった者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものは、その被保険者の最後の保険者から埋葬料として5万円が支給される。
- C 介護保険第2号被保険者でない日雇特例被保険者の保険料額は、その者の標準賃金日額に全国健康保険協会の被保険者の一般保険料率と介護保険料率とを合算した率を乗じて得た額である。
- D 高額療養費の給付を受ける権利は、診療月の翌月の1日を起算日として、2年を経過したときは、時効によって消滅する。ただし、診療費の自己負担分を、診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日が起算日となる。
- E 全国健康保険協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、運営委員会の議を経て短期借入金をすることができる。その場合、理事長はあらかじめ厚生労働大臣に協議をしなければならない。

## 解説

- A 誤り。**特定被保険者**に関する規定が適用されるのは、**健康保険組合**だけであり、**全国健康保険協会には適用されない**（法附則7条1項）。
- B 誤り。資格喪失後の埋葬料は、その給付を受けなくなった日後「**3か月以内**」に死亡したときに支給される（法105条1項）。

### ■資格喪失後の死亡に関する給付を行う場合

- ① 資格喪失後**3か月以内**に死亡したとき。
- ② 傷病手当金・出産手当金の**継続給付**を受けている間に死亡したとき。
- ③ ②の給付を受けなくなった日後**3か月以内**に死亡したとき。

- C 誤り。設問の場合の保険料額は、標準賃金日額に**平均保険料率**（一般保険料率ではない）を乗じて得た額と、その額に100分の31を乗じて得た額の合算額である（法168条1項）。日雇特例被保険者の保険料を計算する場合、都道府県単位保険料率は使用せず、平均保険料率を使用する。なお、介護保険第2号被保険者でない日雇特例被保険者から介護保険料は徴収しない。
- D 正しい（法193条、昭48.11.7保発99・庁保発21）。記述のとおり。**傷病**が月の途中で治癒した場合も、**診療月の翌月1日**が時効の起算日となる。
- E 誤り。協会が短期借入金をするに当たり、「運営委員会の議を経て」という規定はない。協会が**短期借入金**をするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない（法7条の31第1項）。

572頁

①協会健保の場合は、介護保険料の負担を求めることができない。

561頁

580頁

②平均保険料率とは、各都道府県単位保険料率に各支部被保険者の総報酬額の総額を乗じて得た額の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。

586頁

507頁

正解 D

健保

Date	Date	Date
------	------	------

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 保険外併用療養費を受けるため、病院又は診療所に移送されたとき、保険者が必要であると認めれば、移送費が支給される。
- B 特例退職被保険者が保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を、正当な理由がなく、納付期日までに納付しなかったときは、被保険者資格を喪失する。
- C 埋葬料の支給対象となる死亡した被保険者により生計を維持していた者とは、被保険者により生計の全部若しくは大部分を維持していた者のみに限らず、生計の一部分を維持していた者も含む。
- D 訪問看護療養費が支給される訪問看護事業の対象者は、病状が安定し、又はそれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要すると主治の医師が認めた者に限られる。
- E 地域型健康保険組合が、不均一の一般保険料率の決定の認可を受けようとするときは、合併前の健康保険組合を単位として不均一の一般保険料率を設定することとし、当該一般保険料率並びにこれを適用すべき被保険者の要件及び期間について、組合会において組合会議員の定数の2分の1以上の多数により議決しなければならない。

## 解説

- A 正しい（法97条1項・2項，則81条）。移送費は，①移送の目的である療養が**保険診療として適切**であること，②移送の原因である疾病又は負傷により**移動をすることが著しく困難**であったこと，③**緊急その他やむを得なかった**ときに，**保険者が必要であると認める場合に限り**支給する。
- B 正しい（法附則3条6項，法38条3号）。特例退職被保険者は，**保険料（初めて納付すべき保険料を除く）**を納付期日までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く）は，その翌日に，**資格を喪失**する。
- C 正しい（法100条1項，昭8.8.7保発502）。「被保険者により生計を維持していた者」とは，被保険者により生計の全部若しくは大部分を維持していた者のみに限らず，**生計の一部を維持**していた者も含まれる。
- D 正しい（法88条1項）。記述のとおり。
- E 誤り。設問の「2分の1」は，正しくは「**3分の2**」である（法附則3条の2第1項・2項，令25条の2）。**地域型健康保険組合は，不均一一般保険料率の決定の認可を受けようとするときは，合併前の健康保険組合を単位として不均一一般保険料率を設定することとし，当該一般保険料率並びにこれを適用すべき被保険者の要件及び期間について，当該地域型健康保険組合の組合会議員の定数の**3分の2以上の多数**により議決しなければならない。**

➡ 544～545頁

➡ 519頁

①初めて納付すべき保険料を納付期日までに納付しなかったときは，特例退職被保険者とならなかったものとみなす。

➡ 550～551頁

➡ 543頁

➡ 510頁

②地域型健康保険組合は，当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度に限り，1,000分の30から1,000分の130までの範囲内において，不均一一般保険料率を決定することができる。

健  
保

正解 E

Date	Date	Date
------	------	------

■次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 健康保険の保険給付の受給権は被保険者と被扶養者が有している。
- B 延滞金は、徴収金額につき年14.6%（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で納期限の翌日から保険料完納又は財産を差し押さえた日までの日数に応じて計算する。
- C 日雇特例被保険者が1日において2以上の事業所において使用される場合、最初にその者を使用する事業主は、その者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負っている。
- D 70歳未満の被保険者で、療養の給付を行った月の属する年度分の市区町村民税を免除されている者については、原則として、当該給付に係る一部負担金の限度額（高額療養費算定基準額）は24,600円である。
- E 被保険者の標準報酬に関する処分が確定したときであっても、当該処分に基づいて行われた保険給付に対して不服があるときは、当該処分を理由に不服申立てをすることは差し支えないものとされる。

## 解説

- A 誤り。健康保険の保険給付の受給権は、**被保険者のみ**<sup>①</sup>が有している（法52条ほか）。**参**条文では、埋葬料（埋葬費）を除き、**被保険者に対し支給**するとされている。
- B 誤り。延滞金は、徴収金額につき**年14.6%**の割合で、「**納期限の翌日**」から「**保険料完納又は財産差押えの日の前日**」までの日数により計算する（法181条1項）。
- C 正しい（法125条1項6号、169条2項）。日雇特例被保険者が、1日において**2以上の事業所**に使用される場合には、**初めに使用**される事業所から受ける賃金につき、賃金日額を算定し、その事業主が保険料を納付する義務を負う。  
**参**似たような規定が、厚年法にもある。被保険者が、船舶に使用され、かつ、同時に事業所に使用される場合においては、船舶所有者以外の事業主は保険料を負担せず、保険料を納付する義務を負わない（厚年令4条4項）。
- D 誤り。設問に該当する者の高額療養費算定基準額は、**35,400円**である（法115条2項、令42条1項5号）。  
**参****低所得者の多数該当**<sup>②</sup>の場合の高額療養費算定基準額は、**24,600円**である。
- E 誤り。被保険者の資格又は標準報酬に関する**処分が確定**したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての**不服の理由とすることができない**（法189条4項）。

➡ 527, 553頁

①設問に「被扶養者に支給する」とあれば誤り。

➡ 582頁

②年14.6%は、設問にもあるように、かっこ書の記述が加えられている。

➡ 564, 581頁(C肢)

➡ 556頁

③所得区分により140,100円から24,600円の5段階に区分されている。

➡ 584頁関連

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 法人である保険料納付義務者が解散をした場合には、保険者は納期前であってもすべての保険料を徴収することができる。
- B 被保険者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を保険者が代位取得した場合は、健康保険法第180条に規定する保険料その他同法の規定による徴収金の督促及び滞納処分については適用がない。
- C 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。
- D 収支が均衡しないものとして厚生労働大臣の指定を受けた健康保険組合は、規約で定める場合には、被保険者の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を5割を超えて増加することができる。
- E 全国健康保険協会（以下「協会」という。）の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結し、作成した財務諸表に、事業報告書等を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完結後2か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

## 解説

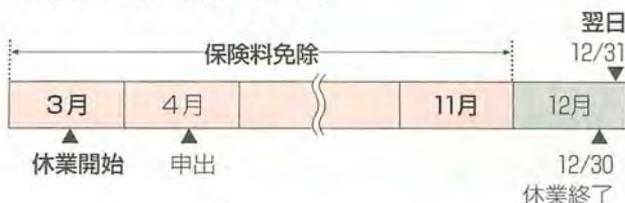
A 正しい(法172条2号)。記述のとおり。**参**その他の繰上徴収事由は、次のとおりである。

- ㉠ 国税等の滞納により滞納処分を受けるとき。
- ㉡ 強制執行を受けるとき。
- ㉢ 破産手続開始の決定を受けたとき。
- ㉣ 企業担保権の実行手続きの開始があったとき。
- ㉤ 競売の開始があったとき。
- ㉥ 事業所が廃止されたとき。

B 正しい(昭34.4.19保発290)。記述のとおり。

C 正しい(法159条の3)。記述のとおり。**参**産前産後休業(育児休業等)の保険料免除期間を覚えておこう。

### ■育児休業等の保険料免除期間



この場合、保険料は、申出をした4月からではなく、休業を開始した3月から免除される。なお、12月30日に終了した場合、その翌日(12月31日)が属する月(12月)の前月(11月)まで免除される。

D 誤り。設問のような規定はない(法附則3条の2)。

E 正しい(法7条の25、7条の26、7条の28第1項・2項)。記述のとおり。**参**厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。厚生労働大臣は、評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない(法7条の30第1項・2項)。

正解 D

**参** 580頁

①納期を繰り上げて徴収する場合には、納入告知書にその旨を記載して納入の告知をしなければならない(則136条、137条)。

**参** 582頁

**参** 575~576頁

②㉠開始…産前産後休業(育児休業等)を開始した日の属する月から  
 ㉡終了…産前産後休業(育児休業等)が終了する日の翌日が属する月の前月まで

**参** 577頁関連

**参** 507頁

協会は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない(法7条の29第1項)。

## 択一式 費用の負担（保険料）

# 58

### H23-10

難易度 ★★

重要度 A

Date

Date

Date

■保険料に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 全国健康保険協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、運営委員会が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、理事長に対しその変更について意見の申出を行う。
- B 被保険者の使用されている事業所が廃止されたとき、納期前であっても保険料はすべて徴収することができる。
- C 被保険者資格を喪失した者に係る保険料で、その者に支払う報酬がないため控除できない場合は、事業主は被保険者負担相当分を除いた額を納付する。
- D 事業主（日雇特例被保険者が1日において2以上の事業所に使用される場合においては、その者を使用するすべての事業主）は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。
- E 全国健康保険協会が、保険料の滞納処分について、国税滞納処分の例により処分を行う場合には、処分後に厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

## 解説

- A 誤り。協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、**理事長**が当該変更に係る都道府県に所在する支部の**支部長の意見**を聴いたうえで、**運営委員会の議**を経なければならない（法160条6項）。
- B 正しい（法172条1項3号）。**事業所が廃止**されたときは、保険料が**繰上徴収**される。
- C 誤り。資格を喪失した者に関する保険料で、その者に支払う報酬がないため**控除できない場合**又は支払っても**控除できない場合**でも、事業主はその**納付義務**がある（昭2.2.18保理578）。**㊦**特殊の事情により控除しなかった保険料については、事業主は、**別途求償**すべきものとされている（昭2.2.5保発112）。
- D 誤り。設問の場合は、**初めにその者を使用する事業主**にのみ**納付義務**がある（法169条2項）。事業主（日雇特別被保険者が1日に2以上の事業所に使用される場合においては、**初めにその者を使用する事業主**）は、日雇特別被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。
- E 誤り。協会又は健康保険組合が**国税滞納処分の例**により処分を行う場合においては、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない（法180条5項）。事後報告ではなく、**あらかじめ認可**を受けなければならない。

👉 574頁

👉 580頁

👉 578頁

👉 564, 581頁

👉 583頁

# 選択式 高額療養費算定基準額・訪問看護療養費

## 59 H28

難易度 ★★ 重要度 A

Date / /	Date / /	Date / /
----------	----------	----------

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 55歳で標準報酬月額が83万円である被保険者が、特定疾病でない疾病による入院により、同一の月に療養を受け、その療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用が1,000,000円であったとき、その月以前の12か月以内に高額療養費の支給を受けたことがない場合の高額療養費算定基準額は、252,600円 + (1,000,000円 - □A) × 1%の算定式で算出され、当該被保険者に支給される高額療養費は□Bとなる。また、当該被保険者に対し、その月以前の12か月以内に高額療養費が支給されている月が3か月以上ある場合（高額療養費多数回該当の場合）の高額療養費算定基準額は、□Cとなる。
- 訪問看護療養費は、健康保険法第88条第2項の規定により、厚生労働省令で定めるところにより、□Dが必要と認める場合に限り、支給するものとされている。この指定訪問看護を受けようとする者は、同条第3項の規定により、厚生労働省令で定めるところにより、□Eの選定する指定訪問看護事業者から受けるものとされている。

### 選択肢

- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| ① 40,070円  | ② 42,980円  | ③ 44,100円  | ④ 44,400円  |
| ⑤ 45,820円  | ⑥ 80,100円  | ⑦ 93,000円  | ⑧ 140,100円 |
| ⑨ 267,000円 | ⑩ 558,000円 | ⑪ 670,000円 | ⑫ 842,000円 |
| ⑬ 医師       | ⑭ 医療機関     | ⑮ 介護福祉士    | ⑯ 看護師      |
| ⑰ 厚生労働大臣   | ⑱ 自己       | ⑲ 都道府県知事   | ⑳ 保険者      |

## 解説

AからCまでは、高額療養費算定基準額からの出題、D及びEは、訪問看護療養費からの出題である。

高額療養費算定基準額は、A（842,000円）が分からないとB（45,820円）も入らない。したがって、一見難しそうな感じがするが、Aは、絶対に覚えておかなければいけない数字である。よって、A及びBは、正解できる問題である。C（140,100円）も基本的な数字であるといえるが、入らなくても合否に影響はない。

訪問看護療養費は、やさしい問題であり、D（保険者）及びE（自己）は、普通に学習していれば入る用語である。

トータルして、3点以上は得点できる問題であった。

正解

- A ⑫ 842,000円（令42条1項2号）
- B ⑤ 45,820円（令42条1項2号）
- C ⑧ 140,100円（令42条1項2号）
- D ⑳ 保険者（法88条2項）
- E ⑱ 自己（法88条3項）

 556頁

 556頁

 556頁

 543頁関連

 543頁

# 選択式 一部負担金，延滞金（特例基準割合）

## 60 H27

難易度 ★★★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め，完全な文章とせよ。

1 平成26年4月1日以降に70歳に達した被保険者が療養の給付を受けた場合の一部負担金の割合は， A から療養の給付に要する費用の額の2割又は3割となる。

例えば，標準報酬月額が28万円以上である70歳の被保険者（昭和19年9月1日生まれ）が平成27年4月1日に療養の給付を受けるとき，当該被保険者の被扶養者が67歳の妻のみである場合，厚生労働省令で定める収入の額について  B であれば，保険者に申請することにより，一部負担金の割合は2割となる。なお，過去5年間に当該被保険者の被扶養者となった者は妻のみである。

本問において，災害その他の特別の事情による一部負担金の徴収猶予又は減免の措置について考慮する必要はない。

2 保険料その他健康保険法の規定による徴収金を滞納する者に督促した場合に保険者等が徴収する延滞金の割合については，同法附則第9条により当分の間，特例が設けられている。平成27年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.8%とされたため，平成27年における特例基準割合は年1.8%となった。このため，平成27年における延滞金の割合の特例は， C までの期間については年  D %とされ， C の翌日以後については年  E %とされた。

### 選択肢

- ① 0.8 ② 1.8 ③ 2.8 ④ 3.8 ⑤ 7.1 ⑥ 7.3 ⑦ 8.1 ⑧ 9.1  
⑨ 70歳に達する日 ⑩ 70歳に達する日の属する月  
⑪ 70歳に達する日の属する月の翌月 ⑫ 70歳に達する日の翌日  
⑬ 督促状による指定期限の翌日から3か月を経過する日  
⑭ 督促状による指定期限の翌日から6か月を経過する日  
⑮ 納期限の翌日から3か月を経過する日  
⑯ 納期限の翌日から6か月を経過する日  
⑰ 被保険者と被扶養者の収入を合わせて算定し，その額が383万円未満  
⑱ 被保険者と被扶養者の収入を合わせて算定し，その額が520万円未満  
⑲ 被保険者のみの収入により算定し，その額が383万円未満  
⑳ 被保険者のみの収入により算定し，その額が520万円未満

## 解説

受験生にとっては、難しい問題であった。

A「70歳に達する日の属する月の翌月」は、選択肢⑩⑫など、間違いやすい語句があり、正確に覚えていないと入り難い。

B「被保険者のみの収入により算定し、その額が383万円未満」は、正解してほしい語句である。

C「納期限の翌日から3か月を経過する日」は、徴収法(2か月)との違いで学習している箇所であり、正解してほしい。

D「2.8」及びE「9.1」は難しかったと思う。延滞金の特例基準割合からの出題である。細部にわたる知識がないと選択できない数字である。ただし、法改正に関連する数字であり、法改正事項をじっくり学習された方にとっては簡単な問題であったと思う(小社刊『2015年版 うかるぞ社労士SRゼミ改正法・白書講座』21頁には、掲載されていた)。

正解

- A ⑪ 70歳に達する日の属する月の翌月(法74条1項2号・3号)
- B ⑰ 被保険者のみの収入により算定し、その額が383万円未満(令34条2項1号)
- C ⑮ 納期限の翌日から3か月を経過する日(法181条1項)
- D ③ 2.8(法181条1項、法附則9条、平26.12.12年管管発1212第2)
- E ⑧ 9.1(同上)

⑮本問は、2点以上で合格とされた。

(DとE〔延滞金の割合〕について)  
「年14.6%」及び「年7.3%」の割合は当分の間、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、「年14.6%」にあつては「特例基準割合(平成27年・平成28年とも1.8%)+7.3%」、「年7.3%」にあつては「特例基準割合(同1.8%)+1%」とされている。

 535頁

 535頁

 582頁

 582頁

 582頁

# 選択式 特例退職被保険者, 入院時生活療養費

# 61

## H26

### 改1・2・選択肢

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め, 完全な文章とせよ。

1 特例退職被保険者の標準報酬月額は, その特定健康保険組合の前年(1月から3月までの標準報酬月額については前々年。以下同じ。)の□Aにおける特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内においてその□Bで定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額とする。

2 入院時生活療養費の額は, 当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは, 当該現に生活療養に要した費用の額)から, 平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について□Cに規定する食費の基準費用額及び居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額(所得の状況, 病状の程度, 治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

厚生労働大臣が告示で定める生活療養標準負担額は, 低所得者以外の者については, 以下の額となっている。なお, 1日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は, 3食に相当する額を限度とする。

(1) 下記(2)以外の者—1日につき□D円と1食につき460円又は420円との合計額

(2) 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置, 手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者—1日につき□E円と1食につき360円(指定難病患者については260円)との合計額

### 選択肢

- ① 0   ② 100   ③ 130   ④ 160   ⑤ 210   ⑥ 320   ⑦ 340   ⑧ 400  
⑨ 3月31日   ⑩ 4月1日   ⑪ 7月1日   ⑫ 9月30日  
⑬ 介護保険法   ⑭ 内部   ⑮ 協約   ⑯ 規約  
⑰ 協定   ⑱ 健康保険法   ⑲ 高齢者の医療の確保に関する法律  
⑳ 生活保護法

## 解説

特例退職被保険者の標準報酬月額及び入院時生活療養費からの出題であるが、易しい問題である。

A「9月30日」及びB「規約」は、基本的なキーワードである（平成13年度択一式で出題あり）。

C「介護保険法」は、入らなかったかもしれないが、生活療養標準負担額は、介護保険と連動して規定されていることを知っていれば、選択できた用語である。

D「320」とE「0」は、通常の学習の知識で入れることのできる数字である。Eは、空欄の後に「円」とあることから「0」以外の数字を選択したくなるが、難病等の者については、居住費負担はないので「0」となる。

### ■生活療養標準負担額 参

対象者		生活療養標準負担額 (居住費+食費)
原則	入院時生活療養Ⅰ	1日320円+1食460円
	入院時生活療養Ⅱ	1日320円+1食420円
低所得者Ⅱ（難病等の者以外）		1日320円+1食210円
低所得者Ⅰ（難病等の者以外）		1日320円+1食130円
難病等の者 (一般所得者)	指定難病患者以外	1日0円+1食360円
	指定難病患者	1日0円+1食260円
難病等の者である 低所得者Ⅱ	入院日数90日以下	1日0円+1食210円
	入院日数90日超	1日0円+1食160円
難病等の者である低所得者Ⅰ		1日0円+1食100円

⑧本問は、2点以上で合格とされた。

1のBは、問題文の一部が法改正により廃止されたため、改正後の条文に修正した。

正解

- A ⑫ 9月30日（法附則3条4項）  
 B ⑯ 規約（法附則3条4項）  
 C ⑬ 介護保険法（法85条の2第2項）  
 D ⑥ 320（平20.3.31厚労告221）  
 E ① 0（平20.3.31厚労告221）

519頁

519頁

538頁

538頁

538頁

# 選択式 健康保険組合、高額介護合算療養費

## 62 H25

難易度 ★★★ 重要度 C

Date	Date	Date
------	------	------

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 健康保険組合は、厚生労働大臣の定めるところにより、毎月の事業状況を  A  までに管轄地方厚生局長等に報告しなければならない。
- 健康保険組合の予算に定めた各項の金額は、 B 、相互に流用することができる。
- 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であって、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたものは、政令の定めるところにより、その財政の健全化に関する計画（以下「健全化計画」という。）を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならないが、その健全化計画は、厚生労働大臣の指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする  C  の計画とする。
- 高額介護合算療養費は、介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給される。この支給基準額とは、高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額のことであり、その額は  D  円である。
- 70歳未満で標準報酬月額が360,000円の被保険者の場合、介護合算算定基準額は  E  円である。

### 選択肢

- |             |                 |           |
|-------------|-----------------|-----------|
| ① 500       | ② 1,000         | ③ 10,000  |
| ④ 21,000    | ⑤ 340,000       | ⑥ 620,000 |
| ⑦ 670,000   | ⑧ 1,260,000     | ⑨ 2年間     |
| ⑩ 3年間       | ⑪ 4年間           | ⑫ 5年間     |
| ⑬ 組合会の議決を経て | ⑭ 厚生労働大臣に届け出て   | ⑮ 同月末日    |
| ⑯ 翌月10日     | ⑰ 翌月20日         | ⑱ 翌月末日    |
| ⑲ 理事会の議決を経て | ⑳ 理事長の決するところにより |           |

## 解説

健康保険組合及び高額介護合算療養費からの出題である。全般的にみて、かなりの難問といえる。

A「翌月20日」は、健康保険組合の事業状況の報告からの出題であるが、正解肢を選択するのは難しい。

B「組合会の議決を経て」は、健康保険組合の予算の届出等からの出題であるが、選択肢の中に「厚生労働大臣に届け出て」、「理事会の議決を経て」などの用語があり、正解肢を入れられるかどうか悩むところである。

C「3年間」は、指定健康保険組合の健全化計画からの出題であるが、正解できる数字である。「3年間」は、過去に択一式でも問われている。

D「500」は、かなり細かい箇所からの出題で、できなくてもやむを得ない。

E「670,000」は、70歳未満（一般）の場合の介護合算算定基準額からの出題であるが、入れてほしい数字であった。

⑨本問は、2点以上で合格とされた。

正解

- A ⑰ 翌月20日（則14条）
- B ⑬ 組合会の議決を経て（令16条3項）
- C ⑩ 3年間（令30条1項）
- D ① 500（平20.3.31厚労告225）
- E ⑦ 670,000（令43条の3第1項1号）

 511頁

 558頁

 558頁

# 選択式 都道府県単位保険料率

# 63

## H24 改 選択肢

難易度 ★★

重要度 A

Date

Date

Date

■次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、法第160条に照らして完全な文章とせよ。

- 1 全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、の範囲内において、都道府県に設置した各支部の被保険者を単位としてが決定する。その都道府県単位保険料率は、法に掲げる額に照らし、各事業年度において財政の均衡を保つことができるように設定される。そのため全国健康保険協会は、2年ごとに、についての健康保険の事業の収支見通し等を作成し、その結果を公表することになっている。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県におけるを図る上で不適当であり、全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の健全な運営に支障があると認めるときは、全国健康保険協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更を申請すべきことを命ずることができる。厚生労働大臣は、全国健康保険協会が上記の期間内に申請をしないときは、の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

### 選択肢

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ① 1000分の30から1000分の130 | ② 1000分の30から1000分の164 |
| ③ 1000分の60から1000分の90  | ④ 1000分の60から1000分の130 |
| ⑤ 運営委員会               | ⑥ 健康保険組合との収支の均衡       |
| ⑦ 健康保険事業の収支の均衡        | ⑧ 厚生労働大臣              |
| ⑨ 国民健康保険との収支の均衡       | ⑩ 社会保障審議会             |
| ⑪ 全国健康保険協会            | ⑫ 地方厚生（支）局長           |
| ⑬ 中央社会保険医療協議会         | ⑭ 当該事業年度以降3年間         |
| ⑮ 都道府県支部の評議会          | ⑯ 都道府県の支部長            |
| ⑰ 被保険者の家計収入との均衡       | ⑱ 毎事業年度               |
| ⑲ 翌事業年度以降3年間          | ⑳ 翌事業年度以降5年間          |

## 解説

全国健康保険協会の都道府県単位保険料率に関する出題である。

A「1000分の30から1000分の130」は、基本中の基本であり、誤ることはない。

B「全国健康保険協会」は、1の冒頭にも「全国健康保険協会」との記述があり、全国健康保険協会の一般保険料率であることは明白であり、選択できる。

C「翌事業年度以降5年間」は、入らないかもしれない。⑭の「当該事業年度以降3年間」、⑲の「翌事業年度以降3年間」があり、⑳を完全に選択することができるかどうか微妙である。

D「健康保険事業の収支の均衡」は、文章の流れからすると、この用語以外は選択できないのではないかと。⑥の「健康保険組合との収支の均衡」は、当該都道府県について問われていることを考えると、不適切な用語である。また、⑨の「国民健康保険との収支の均衡」では文章がおかしい。

E「社会保障審議会」は、正解してほしい用語である。労働保険関係では「労働政策審議会」があるので、正解を導き出せたことと思う。

正解

- A ① 1000分の30から1000分の130（法160条1項）  
B ⑪ 全国健康保険協会（法160条1項）  
C ⑳ 翌事業年度以降5年間（法160条5項）  
D ⑦ 健康保険事業の収支の均衡（法160条10項）  
E ⑩ 社会保障審議会（法160条の11）

 573頁

 573頁

 573～574頁

 574頁

 574頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の文中の□の部分健康保険法に基づいて選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

毎年□A□における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が□B□を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、□C□から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の□A□において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が□D□を下回ってはならない。

厚生労働大臣は、上記の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、□E□の意見を聴くものとする。

選択肢

- |               |            |          |
|---------------|------------|----------|
| ① 翌年の4月1日     | ② 8月31日    | ③ 100分の2 |
| ④ 3月31日       | ⑤ 100分の5   | ⑥ 財務大臣   |
| ⑦ 100分の0.5    | ⑧ 100分の1.5 | ⑨ 6月30日  |
| ⑩ 100分の3.5    | ⑪ 翌年の6月1日  | ⑫ 100分の1 |
| ⑬ 内閣総理大臣      | ⑭ 社会保障審議会  | ⑮ 100分の3 |
| ⑯ 100分の2.5    | ⑰ その年の9月1日 |          |
| ⑱ 中央社会保険医療協議会 | ⑲ 12月31日   |          |
| ⑳ その年の7月1日    |            |          |

## 解説

標準報酬月額上限の弾力的改定からの出題であるが、まことに易しい。5問全問正解を得られる。

### 〈厚年法の等級区分の改定との比較〉

毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健保法40条1項に規定する標準報酬月額の等級区分を斟酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる（厚年法20条2項）。

この問題はほとんどの受験生が高得点を取れる（平成18年度の択一式でも出題されている）。このような易しい問題で総合点を確保しよう。

なお、平成19年度には、厚年法の選択式で定時決定が出題されているが、易しい問題であった。

正解

- A ④ 3月31日（法40条3項）
- B ⑧ 100分の1.5（法40条3項）
- C ⑰ その年の9月1日（法40条3項）
- D ⑦ 100分の0.5（法40条3項）
- E ⑭ 社会保障審議会（法40条3項）

 504頁(A~E)

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険給付等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEのうちどれか。

- ア 第49級の標準報酬月額である者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が141万5,000円以上となったときは、1等級の差ではあるが、第50級に随時改定される。
- イ 傷病手当金の額の算定の基礎となる標準報酬月額は、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において被保険者が現に属する保険者が管掌する健康保険の任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含めて算定する。
- ウ 傷病手当金は、その支給を始める日から起算して1年6か月を限度として支給されるが、「支給を始める日」とは、待期3日を経過した第4日目と規定されている。
- エ 厚生労働大臣は、患者申出療養の申出を受けた場合、当該申出に係る療養が評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるが、患者申出療養として定めることとした場合にはその旨を、患者申出療養として定めないこととした場合には理由を付してその旨を、事業主に速やかに通知するものとされている。
- オ 入院時食事療養費に係る「食事療養標準負担額」は、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者については、別に定める額）とする。
- A (アとイ)                      B (ウとエ)                      C (ウとオ)  
 D (アとエ)                      E (イとオ)

## 解説

●出題の狙い●近年改正された事項を中心に出题している。出題される可能性が高いので、解けるようにしておこう。

ア 正しい（平28.3.14保発0314第1・年管発0314第1）。

随時改定は、原則として、標準報酬月額等級に**2等級以上の差**が生じたときに行われるが、一定の場合には、**1等級の差**でも行うことがある。

イ 正しい（健保則84条の2第5項）。記述のとおり。

ウ 誤り。傷病手当金の「支給を始める日」とは、**実際に傷病手当金の支給を始める日**を指す。したがって、報酬等との調整により傷病手当金の支給が停止されている場合は、**報酬等の支給が停止された日又は報酬の減額支給によりその支給額が傷病手当金の額より少なくなった日**が、「支給を始める日」となる（平成27年事務連絡）。

エ 誤り。通知先は、事業主ではなく、当該患者申出療養の申出をした者である（法63条6項）。

オ 誤り。入院時食事療養費の額は、「当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。「**食事療養標準負担額**」<sup>③</sup>という）を**控除した額**である（法85条2項）。したがって、Aの組合せ（アとイ）が正解となる。

5 500頁

①1等級の差でも随時改定が行われるのは、1等級と2等級の間、49等級と50等級の間のみである。

5 547頁

5 547頁

②必ずしも、待期3日を経過した第4日目とは限らない。

5 540頁関連

5 536～537頁

③食事療養標準負担額は、原則として1食当たり360円（1日3食を限度）であるが、平成30年度からは460円に引き上げられる。ただし、低所得者や難病患者等については据え置かれている。

正解 A

# 択一式 費用の負担等

# 66

予想

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■費用の負担等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 厚生労働大臣は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他政令で定める事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に係る滞納処分等の権限の全部又は一部を委任することができるが、政令で定める要件には、納付義務者が①13月分以上の保険料を滞納していること、②納付義務者が滞納している保険料の額が1千万円以上であることがある。
- B 全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、1,000分の30から1,000分の130までの範囲内において、支部被保険者を単位として厚生労働大臣が決定する。
- C 全国健康保険協会は、規約で定めるところにより、介護保険第2号被保険者である被保険者以外の被保険者（介護保険第2号被保険者である被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とすることができる。
- D 事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付しなければならないが、日雇特例被保険者が1日に2以上の事業所において使用される場合においては、それぞれの賃金日額に応じて按分した割合の額の保険料を納付する義務がある。
- E 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数を基準として、厚生労働大臣が算定するが、当該国庫負担金の概算払をすることができる。

## 解説

●出題の狙い●A肢は、平成27年の法改正事項であり、各法律の違いを把握すること。他の肢は、基本事項である。

A 誤り。政令で定める要件は、次のとおりである（則158条の9、158条の10）。

### ■政令で定める要件（抜粋）

健保法・厚年法	国年法
24月分以上の保険料を滞納していること	13月分以上の保険料を滞納していること
滞納保険料額が5千万円以上であること	前年の所得が1千万円以上であること

B 誤り。全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る一般保険料率は、**全国健康保険協会が決定**する（法160条1項）。

C 誤り。一般保険料額と介護保険料との合算額とすることができるのは、**健康保険組合**である（法附則7条）。

D 誤り。日雇特例被保険者が1日に2以上の事業所において使用される場合、**初めにその者を使用する事業主**に保険料納付義務がある（法169条2項）。

E 正しい（法152条1項・2項）。記述のとおり。

 583頁関連

 573頁

①都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、一定の額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定する。

 577頁(C肢)

 564, 581頁(D肢)

 570頁(E肢)

被扶養者数は基準としないことに注意。

正解 E

# 選択式 短時間労働者への適用基準

# 67

予想

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

平成28年10月1日から、短時間労働者は、原則として、1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数の  A 以上である者が、健康保険法及び厚生年金保険法の適用対象とされた。又、  A 未満であっても次の要件を満たし特定適用事業所に勤務する者は適用対象である。なお、特定適用事業所とは、同一事業主の適用事業所の被保険者の数の合計が、1年で  B 人を超えることが見込まれる事業所をいう。

- (1) 週の所定労働時間が  C 時間以上であること
- (2) 雇用期間が1年以上見込まれること
- (3) 賃金の月額が  D 万円以上であること
- (4)  E でないこと

## 選択肢

- |             |         |              |
|-------------|---------|--------------|
| ① 2分の1      | ② 派遣労働者 | ③ 8.8        |
| ④ 1年以上、500  | ⑤ 10    | ⑥ 6.8        |
| ⑦ 6か月以上、500 | ⑧ 40    | ⑨ 3分の2       |
| ⑩ 7.8       | ⑪ 30    | ⑫ 4分の3       |
| ⑬ 日々雇入れられる者 | ⑭ 5.8   | ⑮ 6か月以上、300  |
| ⑯ 5分の3      | ⑰ 学生    | ⑱ アルバイト・パート等 |
| ⑲ 3か月以上、300 | ⑳ 20    |              |

## 解説

●出題の狙い●短時間労働者への適用基準が明確化された。この問題で、その要件を理解しておいてください。

従来、短時間労働者の健康保険への適用については、行政通達で明示されていたが、法改正により、健康保険法の条文で規定することとした（平成29年1月1日施行）。

■短時間労働者に関する行政通達（平28.3.31保発0331第7号・年発0331第5号）

資格取得要件の一つである報酬月額8.8万円には、次の賃金は含まない。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
- ⑤ 深夜労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- ⑥ 最低賃金において算入しないことを定める賃金

設問中、学生とは、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校及び専修学校その他これに準ずる学校等に在学する生徒又は学生である。ただし、次の者は上記学生の範囲には含まれない。

- ⑦ 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ適用事業所に使用されることとなっている者
- ⑧ 休学中の者
- ⑨ 大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程等に在学する者
- ⑩ その他これに準ずる者

健保

正解

- A ⑫ 4分の3（法3条9項本文）
- B ⑦ 6か月以上、500（公的年金制度の財政基盤強化法附則46条1項）
- C ⑳ 20（法3条9項イ）
- D ③ 8.8（法3条9項ハ）
- E ⑰ 学生（法3条9項ニ）

 516～517頁（A～E）